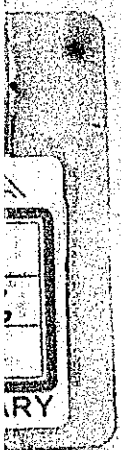


海外協資(海セ)第4号

ガーナ繊維技術訓練センター
実施調査団報告書

昭和38年1月

海外技術協力事業団



| | |
|---------------------|------|
| 國際協力事業団 | |
| 受入 月日 '84. 3. 22 | 512 |
| 登録No U1349 | 69.6 |
| | EX |

は し が き

日本国政府は、昭和37年9月24日カーナ国政府との間に締結された経済・技術協力協定に基づき、同国に繊維技術訓練センターを設置することとなり、当事業団はその委託をうけて三重繊維工業株式会社社長池田三郎氏を団長とする4人の調査団を現地に派遣した。

本調査団は、昭和37年11月本邦を出発し、約40日間カーナに滞在し、センター設置に必要な現地調査と、カーナ国政府関係者との打合せを行ない、同年12月帰国した。

この調査ならびにカーナ側との打合せは極めて順調に進み、その重要事項は『Record of Discussions』として、カーナ側代表、文部省 Chief Technical Education Officer と、調査団長との間で署名を了することができた。

ここに本調査にあたられた調査団長をはじめ団員の方々、本調査団に同行し、ともに調査にあたられた外務省経済協力局技術協力第二課古田事務官、ならびに調査団の派遣に御協力いただいた関係機関の各位に対しこの機会をかりて深甚の謝意を表する次第である。

昭和38年1月

海外技術協力事業団

理事長 渋 沢 信 一

JICA LIBRARY



1064172[8]

目 次

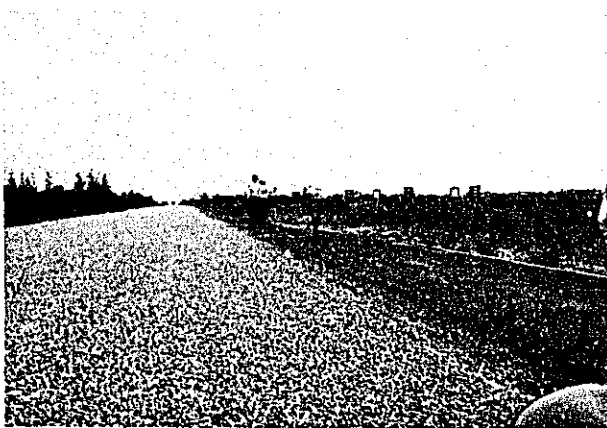
は し が き

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 序 説 | 1 |
| 1. 経 緯 | 1 |
| 2. 団 員 構 成 | 2 |
| 3. 調 査 日 程 | 3 |
| 第2章 ガーナの一般概況 | 8 |
| 1. 概 観 | 8 |
| 2. 政 情 | 10 |
| 3. 経 済 | 10 |
| 4. 国民所得および賃金水準 | 13 |
| 5. 電力および工業用水 | 17 |
| 6. 教 育 事 情 | 19 |
| (1) 一般教育事情 | 19 |
| (2) 職業・技術訓練施設 | 24 |
| 第3章 織 維 事 情 | 27 |
| 1. 固有の織物工業 | 27 |
| 2. 繊維需要の分析 | 30 |
| (1) 輸入織物の推移 | 30 |
| (2) 織物の消費水準 | 31 |
| 3. 繊維品の輸入制限 | 32 |
| 4. 自給化の台頭 | 33 |
| (1) 綿織物工場 | 33 |
| (2) タオル工場 | 34 |
| (3) 縫製工場 | 35 |

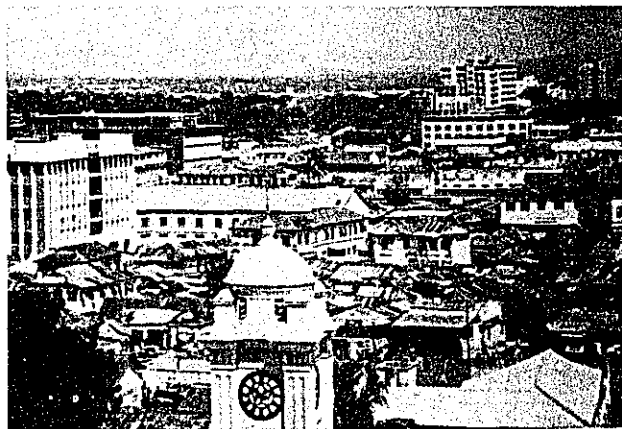
| | |
|-----------------------------------|----|
| 5. 自給化の長期計画 | 35 |
| (1) 綿紡績工場 | 35 |
| (2) 染色（プリント）工場 | 35 |
| (3) 綿紡織総合一貫工場 | 36 |
| (4) 綿織物工場 | 36 |
| 6. 1966年における織物需給見通し | 36 |
| 第4章 センター設置に関する事項 | 38 |
| 1. 交渉経過 | 38 |
| 2. 設置構想 | 46 |
| 3. 合意議事録 | 51 |
| 4. 同附属覚書 | 62 |
| 5. 同附属負担区分表 | 66 |
| 6. ガーナ政府が外国専門家等に供与する待遇条件等要領 | 70 |
| 7. 経済・技術協力協定 | 76 |
| 参 考 図 面 | |



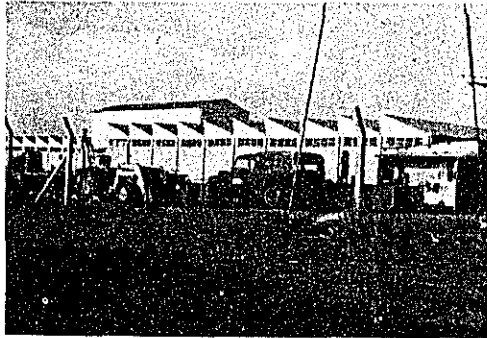
(ガーナ労働大臣を囲んで実施調査団一行
(左より武立、池田団長、大臣、古田、次官、松永、高井の各団員)



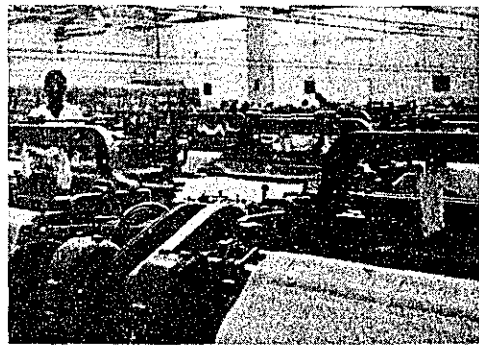
テマ工業開発地帯内センター予定地



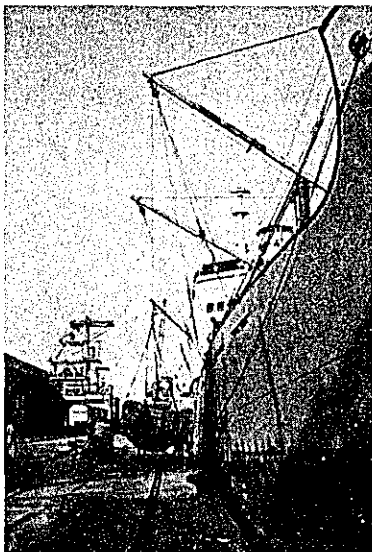
アクラ市街



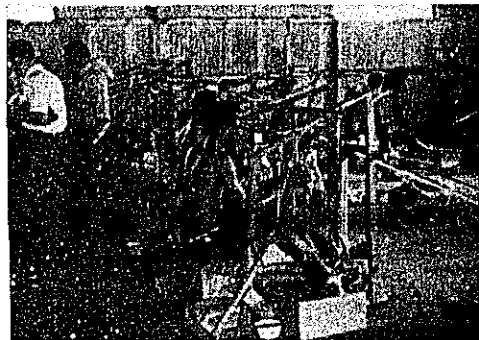
建設中の染色（プリント）工場
（テマ工業開発地帯内）



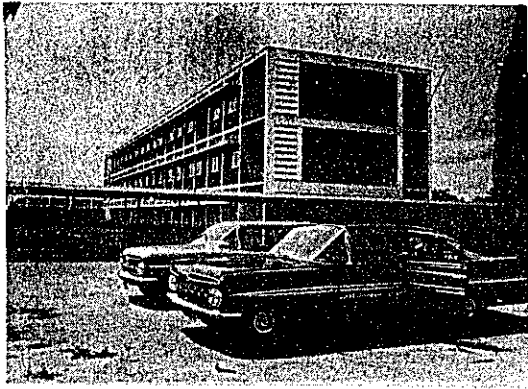
綿織物工場の内部
（テマ工業開発地帯内）



テマ港荷役設備



ケンテの製織工場
（アクラ郊外ノサム）



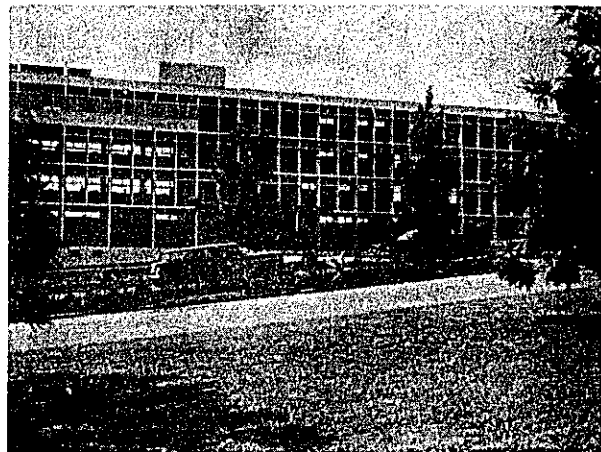
アキラ・テクニカル・インスティテュート



同インスティテュート内教室授業



同インスティテュート内機械実習



クマシー・ヌクルマ工科大学

は　じ　め　に

昭和37年9月，わが国とガーナ共和国との間に締結された「経済・技術協力協定」に基づき，同国に設立されることとなつた繊維部門の技術訓練センターの設置に必要な現地実施調査のため，政府並びに海外技術協力事業団の委嘱により，昭和37年11月2日より41日間にわたり，同国に赴いた私ほか団員一同は，前記調査団に委嘱されました事項に対し，所要の実施調査ならびにガーナ関係当局との討議を行い，昨年12月12日帰国致しました。

本調査団は前記調査結果に基づき，今般別添の通り取りまとめましたのでここに報告書を提出致します。

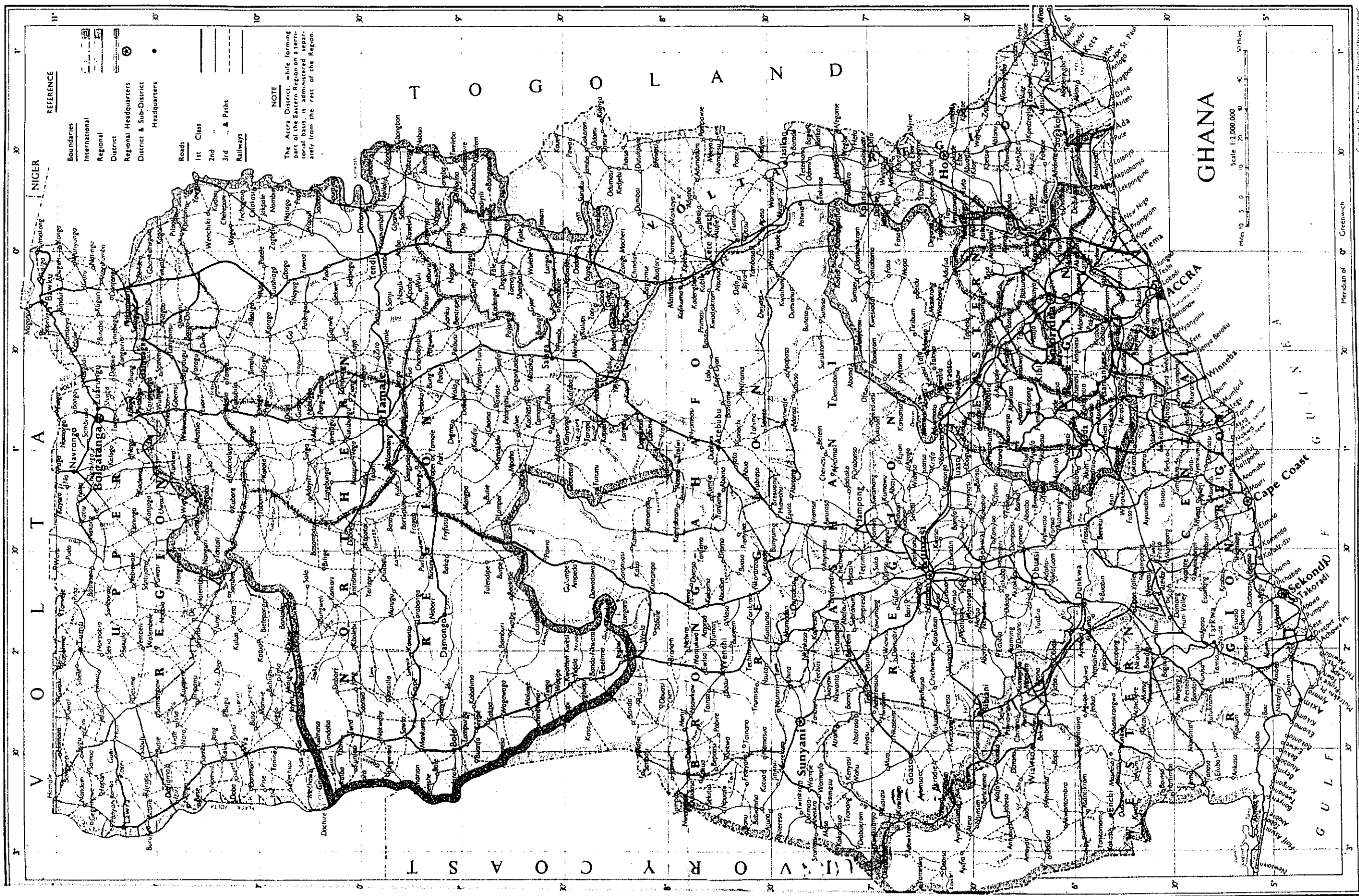
なお，この機会に，本調査団の任務遂行にあたり終始協力を賜つた在ガーナ日本国大使館中川大使・谷書記官はじめ館員各位ならびにガーナ共和国政府・外務省・工業省・労働省・通信建設省その他関係機関，特に本センターの主管省となつた文部省関係官各位に心からなる謝意を表明いたします。

昭和38年1月

ガーナ繊維技術訓練センター
実施調査団長

池　田　三　郎

ADMINISTRATIVE

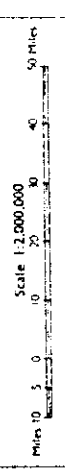


REFERENCE

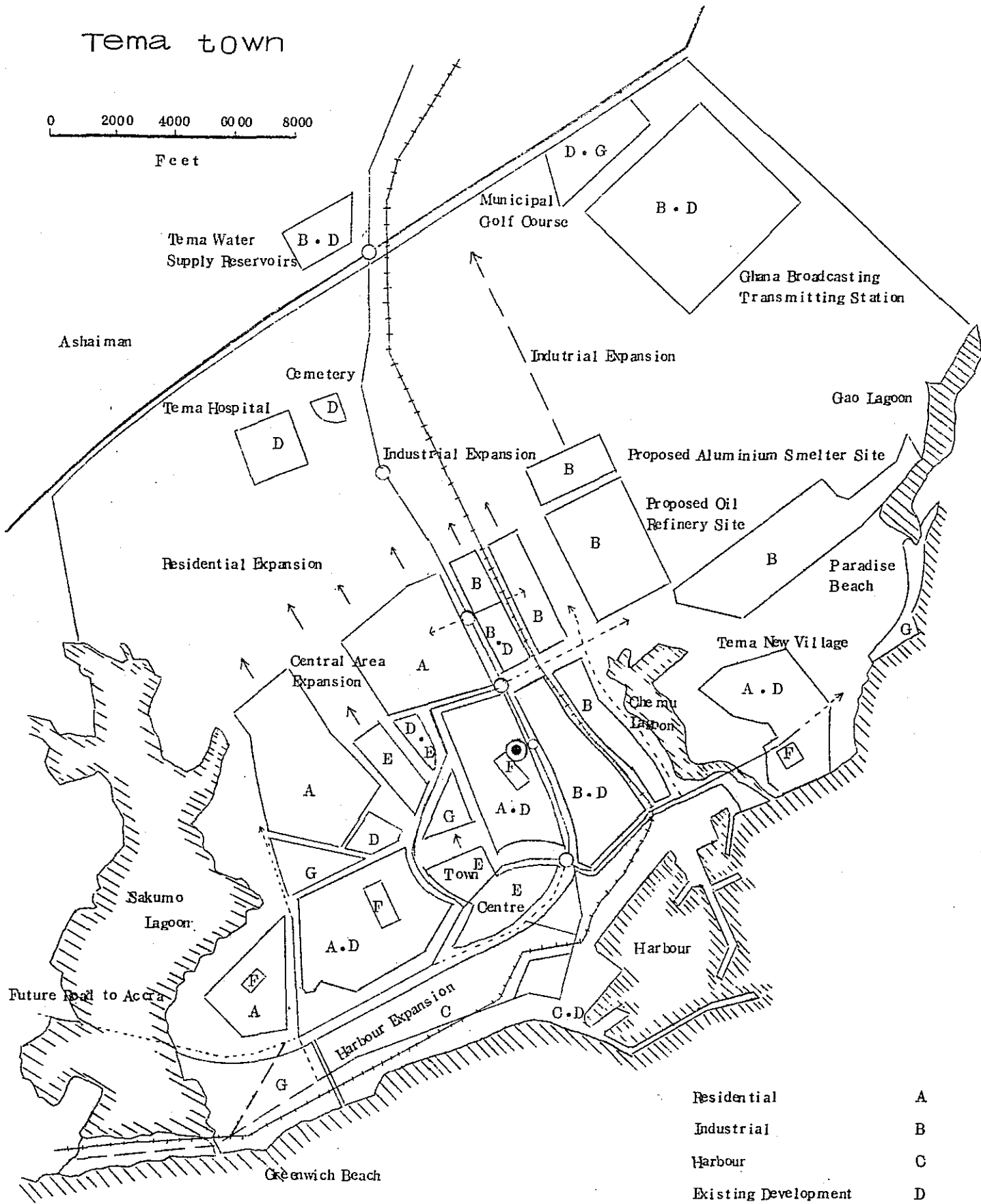
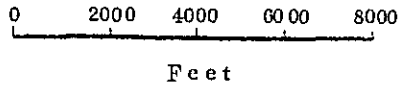
- Boundaries
 - International
 - Regional
 - District
 - Regional Headquarters
 - District & Sub-District Headquarters
- Roads
- 1st Class
 - 2nd
 - 3rd
 - Paths
- Railways

NOTE
The Accra District, while forming part of the Eastern Region on a territorial basis, is administered separately from the rest of the Region.

GHANA



Tema town



GULF OF GUINEA

| | |
|--------------------------|---------|
| Residential | A |
| Industrial | B |
| Harbour | C |
| Existing Development | D |
| Central Area Functions | E |
| Community Centres | F |
| Public Open Spaces | G |
| Existing Roads | — |
| Future Roads | - - - - |
| Existing Temporary Roads | - · - · |

第 1 章 序 説

1 経 緯

1959年10月、来日のガーナ通商使節団長、クエイドー貿易大臣はわが国に対し、日・ガ間貿易関係のアンバランス是正を強く希望する一方、貿易・経済協力協定の草案を提示すると共に、わが国がガーナ人技術研修員の受入れを実施してくれれば、ガーナは対日ガット35条の援用を撤回する旨申出があり、わが国もこれを好意的に考慮することとしたが結局妥結にいたらなかった。

1960年、在京ペイド・アンサー・ガーナ大使は前記ガーナ提案を変更し、ガーナに技術訓練センターを設置するよう要請があった。その後ガーナ側は、貿易協定と経済技術協力協定を別箇のものとし、1961年1月末貿易協定案を、同年2月センター設置を含む経済・技術協力協定案を提案してきたが、わが方対案との間に妥協が得られず協定交渉は中断の形となっていた。

一方わが国としては、ガーナ側が固執している対日ガット35条の撤回が実現した場合を想定し、これに応える意味から同国にセンター設置方針を決定し、36年度予算において、センター設置費を計上したが、前記のとおり協定交渉が中断したため、36年度には実施を見るに至らなかった。

昭和37年3月にいたり、ガーナ政府は対日ガット35条の援用を撤回する旨申越し、同時にわが国に対し経済技術協力および貿易の改善等に関し強く協力を要請してきたので、わが国も、36年2月以来中断していた経済技術協力協定の交渉を再開することに同意し、日・ガ両国間において外交折衝を重ねた結果、昭和37年9月24日交渉妥結し、経済・技術協力協定の署名が行なわれた。

前記協定締結に伴い、技術訓練センターの設置計画の基本的了解が成立したので、その訓練業種等につきガーナ側意向を照会したところ、第一優先順位に、繊維部門（紡績工程を除く）中の綿織物技術の習得他を希望しおることが判明したので外務省は、通商産業省・海外技術協力事業団等関係機関と種々協議検討した結果、これに応ずることとし、前日本タオル工業組合連合会理事長 現三重繊維工業株式会社社長池田三郎氏を団長とする5人の現地実施調査団を派遣することになったものである。

同調査団は昭和37年11月2日日本邦を出発し、約41日間にわたりセンター設置に必要な現地調査およびガ国政府および関係者との話し合いを行ない、同年12月12日帰国したものである。

2 団 員 構 成

繊維技術訓練センター設立実施調査団

団 員 名

| | | |
|-------|---------|---|
| 団 長 | 池 田 三 郎 | 三重繊維工業株式会社取締役社長，四日市商工会議所繊維工業部会会長，日本タオル工業組合連合会前理事長・現常任理事 |
| 団 員 | 武 立 励 | 通商産業省繊維局綿麻業課課長補佐 |
| | 松 永 恒 夫 | 東洋紡績株式会社染色工務部加工課 |
| | 高 井 富 男 | 通商産業省通商局技術協力課センター係長 |
| 外務省派遣 | 古 田 保 | 外務省経済協力局技術協力第二課 |

3 調査日程

- 1 1月2日(金) 調査団(4名)羽田発10:30 Calcutta着17:45
- 1 1月3日(土) 午前西ベンガル技術訓練センター(通産省所管)を視察, 祁答院理事長から施設の概要等について説明を受けた。午後総領事館訪問, 東郷総領事と午饗。
Calcutta発19:50
- 1 1月4日(日) Rome着14:30 午後同地にて外務省派遣の古田事務官と合流。
- 1 1月5日(月) Rome発17:05 Accra着23:30 Ghana 側文部・工業・労働・外務等各省係官及び大使館員の出迎を受く。
- 1 1月6日(火) 大使館に谷代理大使を訪ね訪ガの挨拶を行った後, 本センター設立に関する東京・アクラ両地における情報を交換し協力方を依頼する。
- 1 1月7日(水) 大使公邸において谷代理大使, 有松理事官と懇談, 現地事情を聴取し今後の調査作業の進め方等について協議。
午後 Tema 港及び同工業地帯を非公式に視察。
- 1 1月8日(木) ガーナ国政府外務省を訪問, 挨拶, 引続き同省にてガーナ側外務・文部・工業・労働・大蔵・建設等各省担当官とわが方谷・有松両大使館員及び調査団5名で合同会議を開きセンター設立に伴う調査, 質問事項について討議。
午後有松理事官からガーナ側担当官の要望について報告あり。
- 1 1月9日(金) 午前大使館において有松理事官からガ側外務省中近東・アジア課長 Mr. Abdallah より得た情報を聞き今後の方針等を打合せ, 午後同理事官同行して Weija 水道局浄水場を視察。
- 1 1月10日(土) 大使館に寄り事務打合せ, 続いて博物館にて Kente 生産の棉花・糸・織機等の陳列品見学。
午後 Ghana University を見学。
- 1 1月11日(日) 午前 Tema 近辺の Paradise Beach へ行く。
午後 休 養
- 1 1月12日(月) 外務省 Mr. Abdallah の案内で外務省副大臣, 文部省副大臣, 工業大臣を訪問, 訪ガの挨拶を行ない, 工業大臣とガーナにおける今後の繊維産業事情について伺う。続いて外務省にてガ側提示の公式日程について打合せを行なった。
午後大使館に行き谷代理大使・有松理事官と日程その他について協議する。
- 1 1月13日(火) 本日より公式日程に入り午前は労働・社会福祉省を訪問, 大臣 Mr. Ourison-Afviac 及び事務次官に訪ガの挨拶並びにセンターにおける研修生の就職問題について懇談。

午後 Mr. Abdallah 及び工業省の Mr. Duker の案内で Accra より 97 哩の Aksombo の Volt ダムサイトを視察。

このダムはロックフィルダムの予定，出力 12 万 8 千 K/W のフランス・タービン発電機 6 基（水車は日立製作所に落札）を備付け（当初 4 基稼動，51.2 万 K/W）1965 年 9 月完成の暁には 76.8 万 K/W の出力を予定しており，これらは都市用及びアルミ精錬用に供給される。

1 1月 14 日（水） 午前通信建設省を訪問，大臣 Mr. E. K. Bensah 及び建設担当事務次官 Mr. L. K. Apallo に挨拶，引続き Mr. Pessey（文部省）の案内にて Accra の Senior Technical Institute を視察。校長 Mr. Ankalr 及び Mr. Mollison（文部省英人顧問）と Institute の組織・制度等について質疑応答。

午後再び文部省において Mr. Mollison, Mr. Lamquaye, Mr. Pessey 等とセンターの実施条件について討議。

夕刻 Korebu 病院に建設の野口博士胸像並びに日本庭園の完工式に，続いて公邸におけるパーティーに出席。

1 1月 15 日（木） 午前 Mr. Pessey の案内で Tema 港視察。Port Manager を訪問，港の概要及び新工業都市計画の説明を受け，次に港の Fishery Inspectorate Unit を訪問挨拶。続いて工業地区に行き香港系の Ghana Textile Manufacturing Co. を見学。本工場は織機 100 台で下級綿布を織っており本年始めに開設したとのこと。午後引続き Ghana University を見学。ガーナにおける官民の中核は本学出身が多い。次に Institute of Public Administration（官吏養成所）を訪ね，校長 Mr. S. B. Bapat から説明を受けた。

1 1月 16 日（金） 午前外務省において Interim Progress Meeting。外務・文部・大蔵各省担当官と Schedule 1 部変更等について討議。続いて大使館に寄り経過報告。午後文部省において討議再開主として日本人職員の待遇等に関する事項について意見をかわす。

1 1月 17 日（土） Accra 市内の Glamour Garment Factory（インド人経営の下着メーカー）を見学。その後 Millet Textile Cooperation Ltd.（レバノン人経営のタオル工場）を視察。英国製機械，原糸利用の小規模工場。

午後は Accra から 22 哩の Botanical Garden（植物園）を見学。夜 Star Hotel においてガーナ側文部省主催の歓迎 Dinner に出席。文部事務次官の歓迎の辞を受く。

1 1月 18 日（日） 午前 Accra 市内の見学。Flower Exhibition, Market 等を見て歩く。午後，資料整理と方針打合せを行なう。

1 1月 19 日（月） Mr. Pessey の案内で Accra から 90 哩の Cape Coast へ行く。Elmina Castle 及び St. Georges Castle を見学。Rest House で食事をとり続いて同地の

Secondary Schoolを視察。生徒数600名，全寮制にて設備，教育内容は往時の日本の中学校程度。次にAsuansiのJunior Technical Institute（生徒数120名，教師15名）を訪ね校長Mr. Otou Adamsの案内にてくまなく視察。ついでに隣接のAgricultural farm Institute, State farmの説明を受け夕刻帰途につく。

11月20日（火） Mr. Pessey及びMr. Cudjoe（工業省）の案内にて地方視察に赴く。Ghana Airwayで10:00 Accra発 12:35 Tamale着 同地のRest Houseはソ連人技術者で満員のため宿舎手配に時間をとり市内見学に止まった。

11月21日（水） 午前Tamale Senior Technical Institute（教師13名，生徒156名）を見学。校長Mr. Miller（英国人）より説明を受ける。続いてRegional Commissionerを訪問，北部地区の棉花事情について懇談する。午後Tamaleから100哩のBolgatanga地区視察。本地区は将来棉花の生産地とソ連の援助によって紡績工場を建設する計画地とのこと。レスト・ハウスにラジオ・ガーナ記者の来訪を受け，調査団の使命，所見等録音する。

11月22日（木） 11:00 Tamale発 自動車にて250哩のKumasiに行く。17:30同地着 Rest House 満員のためKingsway Hotelに投宿。

11月23日（金）午前Kwame Nkrumah University Scientific & Technology(ヌルクマ工科大学)を見学。教師150名，学生735名，1961年10月Collegeから大学になる。工学・農学・建築・薬学等7学部あり施設も充実している。繊維工学部新設の計画があり日本から教授を招聘したき由。続いてKumasi Senior Technical Instituteを訪問。副校長Mr. D. J. Nyarkoの案内で視察する。本校は30名（英国人8名，パキスタン人1名を含む）の教師，全日制395名，パートタイム850名の生徒を擁し，数あるInstituteの中では最大なもの。午後自動車で同市のCultural Center, Zoo等を見て169哩のAccraに向い南下する。途中Konongoという部落に立寄り家内工業としてのKente織物の実態を調査，見学する。19:30 Accra着 当初のスター・ホテルを変えAmbassador Hotelに居を移す。

11月24日（土） 大使館に中川大使を訪問，挨拶及び経過報告し日本側態度を協議する。夕刻，大使主催の晩饗会に出席す。

11月25日（日） 関係資料の整備，センターLayout作成等を行ない，有松理事官と調査団の方針打合せ。

11月26日（月） 午前，有松理事官同行して工業省を訪れMr. Cudjoeからガーナの繊維事情に関する情報を聴取，各種資料の手交方要望する。午後，大蔵省において谷書記官出席の上日本人職員の待遇について討議，特に食料品の免税輸入について特典を要望するも外国人技術者の特権免除には該当しない旨説明を受ける。夕刻大使主催のガーナ政府各省関係者の招待パーティに出席，フィルムショーを行ない好

評であった。

- 1 1月27日(火) 午前外務省においてMeeting ガ側各省担当官, わが方谷書記官も出席, センター設置場所についての調査団所見を披露, 建屋Layoutを提出, 名称, 所管等について合意に達した。午後, 技術関係調査事項を整理し, JETRO永尾氏からガーナの繊維事情・貿易等について情報を聴取。
- 1 1月28日(水) 午前議事録整理, 大使館連絡。
午後Mr. Pesseyの案内にてAccraから22哩のNsawamにあるKenteの工場Dento Millを見学。手機織機25台, 原糸は日本から輸入しているとのこと。
- 1 1月29日(木) 午前Mr. Pesseyの案内でAchimota Secondary Schoolを見学。生徒700名(内女子300名)の近代的Model School, 特にSpinning, Weaving Sectionを重点的に視察。ガーナ産の棉花のインド式手紡, Bed Spreadを製織, その後Accra市内のDyeing Shopを視察。所謂ドブ漬の原始的形態の染色工場。
- 1 1月30日(金) Mr. Pesseyの案内でAccraから128哩のKpanduのJunior Technical Instituteを見学。教師12名, 生徒216名(全寮制)校長Mr. Kudoworの説明を受ける。続いてKpanduのDistrict Commissionerを訪問, 挨拶。ついでMission SchoolのBishop Herman Collegeを見学後帰途につく。
- 1 2月1日(土) 午前文部省において討議議事録案文提出ならびにFinal Meetingの予備打合せを行ない(谷書記官同席), 技術的各種事項を確認すると共にガ側からG.N.C.C.の技師Mr. Adechiteよりセンター建屋設計書の提示説明を受ける。
午後大使館にて提出書類の修正, 作成。
夕刻大使主催の晩饗会に出席。
- 1 2月2日(日) 調査団関係文書及び資料整理。
- 1 2月3日(月) 本日の会議はガ側より日本側提出討議記録案について各省の見解統一が未済のため会議延期方申入れがあり大使館にて事務打合せ, 政府刊行物センターで資料蒐集等を行なう。
午後センター設置場所はTemaという情報が入りTemaの工業地帯へ再調査に行く。
- 1 2月4日(火) 午前文部省においてFinal Meeting関係官全員(日本側: 谷書記官, 有松理事官も出席)出席の上, 日本側提出のRecord of Discussionsについて討議, 設置場所はTemaにしたいというガ側提案に合意, 午後引続き本件を討議, 議事録の各事項に付合意に達し最終案を作成する。
夕刻大使主催の晩饗会に在留邦人と共に出席。
- 1 2月5日(水) 大使館において署名文書の討議, 作成。

- 12月6日(木) 午後3時文部省において内容の確認を行なった後討議記録に日本側池田団長
ガ側 Chief Technical Education Officer Mr. G. J. Obaka Tortoの双方が
署名。大使館に水質試験器の保管を依頼, 別送荷物の整理を行なう。
- 12月7日(金) 文部省Mr. Lamquaye及びMr. Pesseyの先導にて Tema 工業地帯を視察,
センター建設予定地を見た後 T.D.C. (Tema Development Cooperation)を訪問,
都市計画の概要について説明を受けた。
正午は在留商社J E T R O 駐在員を招き午饗会。
夕刻 Ambassador Hotel にてガーナ政府工業大臣主催の調査団送別 Dinner に出席。一
時帰国中の駐日大使Mr. W. Baidoe-Ansah も出席する。
- 12月8日(土) 外務省にNkruma 大統領に代り副大臣Mr. S. A. Djirasa 訪問。帰国挨拶。
続いて大使館を訪ね同じく帰国挨拶。
- 12月9日(日) 外務省副大臣Mr. Djirasa及び各省関係官, 大使館, 在留邦人の見送りを
受け09:00 Accra 発, 11:35 Lagos 着, ナイジェリア大使館の武藤, 国井氏
の出迎をうけ, 午後市内を自動車にて見学。
夜大使主催の晩饗会に招かれ, 同国の事情を伺う。
- 12月10日(月) ナイジェリア大使館に粕谷大使を訪問, 挨拶。ガーナセンター現地調査情
況を報告すると共に大和田参事官からナイジェリアセンターの交渉経過・問題点等につい
て事情を聴取, 大使館員と午饗会を共にする。
01:50 Lagos 発, Rome 経由帰国につく。
- 12月11日(火)
07:00 Rome 着 01:00 Rome 発
- 12月12日(水)
12:20 羽田着 帰 国

第2章 ガーナの一般概況

1 概 観

| | |
|------|--|
| 面 積 | 238千平方キロ, 日本の約 $\frac{1}{8}$ |
| 人 口 | 1962年現在約703万人(1960年人口調査669万人で人口増加率年率2.5%より推定) アクラ市 約52万人 その他各州 651万人 |
| 言 語 | 公用語 英語, その他Ga, Hausa, Fanti, Twi, Ewe等の各種土族語がある。 |
| 気 候 | 熱帯性・高温多湿 温度 年平均27°C 最高 32°C 最低 23°C 湿度 年平均85% 最高 95% 乾 期 1~3月 大 雨 期 4~6月 マハターン期 12~3月 年間を通じ, わが国の盛夏および梅雨期に近い。 Accra 市, 年間平均降雨量 29.00インチ(74年間平均) 最高気温 30.3°C 最低気温 29.0°C 年平均湿度 68% |
| 教 育 | 義務教育普及率85~86% (文盲率推定25~24%) |
| 宗 教 | キリスト教, 回教, その他JuJuという物神崇拜宗教があるが, これら宗教が日常生活および産業活動を阻害している様子は見受けられない。 |
| 國民所得 | 1人当たり 220ドル |
| 政治形体 | イギリス連邦内共和国 |
| 會計年度 | 10月1日~9月30日 |
| 通 貨 | ガーナ・ポンド(£G) 英ポンドと等価 |

財政規模

(単位 万ポンド)

1961~2 会計年度

| 歳 出 | 1億8180 | 歳 入 | 1億3510 |
|-----------------|--------|-----|--------|
| 1961.7~1962.6まで | 1億2800 | | |
| 緊急支出 | 100 | | |
| 追加予算 | 2710 | | |
| 小 計 | 1億5610 | | |

会計年度変更に伴う7.8.9の

3ヵ月分 2570 赤字 4670

(備考) 61~2年度の赤字4670万ポンドは、ガーナ国立銀行よりの借り入れ、政府手持証券の売却および手持外貨より補填された。

1962~3 会計年度

(62年10月1日~63年9月30日)

| 歳 出 | 1億2775 | 歳 入 | 1億2770 |
|-----|--------|-----|--------|
|-----|--------|-----|--------|

主要産品

ココア、木材、金、工業用ダイヤモンド、マンガン、ボーキサイト他

貿易規模

1961年 { 輸入... 1億4,283万ポンド
輸出... 1億1,513万5千ポンド }

バランス - 2,769万5千ポンド

対日輸出入

前記貿易規模中に占めるわが国との輸出入規模は次のとおり。

1961年

輸 入 第5位
1,103万9千ポンド 総輸入比 7.7%

輸 出 第8位
162万5千ポンド 総輸出比 1.4%

外貨保有高

約8,000万ポンド

(1962年10月の大蔵大臣財政演説による)

国民総生産

1959年 43,300万ポンド

1960年 46,500 "

1961年 49,100 "

(出所 ECONOMIC SURVEY 1961)

2 政 情

ガーナは英連邦内の共和制国家で、ヌクルマ大統領は国家の元首であると共に政府首長でありかつ統帥権をも掌握している。

同国は政治・外交の面において帝国主義および植民地主義を排しつつも、東西両陣営の間においてノン・アライメント、積極的中立という立場をとっておりアフリカにおいては、パン・アフリカニズム推進の指導的立場にあるといわれている。

同国は一院制の議会を有するが、議会および政府は同大統領を総裁とする会議人民派(Convention Peoples Party)によって占められており、国内施策にあたっては、前記立場と建國途上の関係もあり、社会主義国家的政策が実施されている。

吾々調査団の同国訪問時には、軽度の非常事態宣言が発令されていたが、一般国民の日常生活および経済活動を通じて見る限り、平常と何等変りがなかった。

3 経 済

現在アフリカには政治・経済的にいって三つのグループがあるといわれている。その二つは親西欧的なモンロビア・グループと旧フランス系のブラザビル・グループで他の一つは西欧の植民地主義に反対する立場にあるカサブランカ・グループ(6カ国)と呼ばれるものである。ガーナはその後者に属しており、このグループはアラブ連合、アルジェリア、ギニア、マリ、モロッコで共同市場を形成し5年以内に関税を全廃することを目標としている。

ガーナの経済は、周知の通り主としてココア、木材、金、ダイヤモンド、マンガン、ボーキサイト等の第一次産品輸出に自国経済をゆだねている関係上、特にココアの国際価格変動による影響を直接受ける嫌がある。従って同国の貿易収支も下表のとおりでココア価格の低下と消費ブームによる輸入増で最近は著しく入超となっている。

単位：1000ガーナ・ポンド

| | 1956 | 1957 | 1958 | 1959 | 1960 | 1961 |
|------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 輸 出 | 86,599 | 91,602 | 104,558 | 113,358 | 115,983 | 115,135 |
| 輸 入 | 88,920 | 96,685 | 84,592 | 113,022 | 129,617 | 142,830 |
| バランス | -2,321 | -5,083 | 19,966 | 336 | -13,634 | -27,695 |

(出所) ECONOMIC SURVEY 1961

(備考) 1億ポンド=3億6千万ドル

これらに対処するため、1961年7月新財政措置をとり、広汎な消費財の大巾な関税引上げと購買税の新設を実施した。これらの措置により輸入品については平均50%近く上昇したといわれている。

又前記措置と併行しての所得税法改正および強制貯蓄制は、給与所得者のみならず、ココア産業に従事する者についても所得の実質的低下となり、購買力を一部減退せしめている。

以上は消費財であるが、同国の開発計画の進展に伴い、増加が予想される各種資本財の輸入を考えると、なおかなりの外国経済援助に依存せざるを得ないであろう。

これについて、ヌクルマ大統領は、開発計画のため必要とする外貨支出については原則として援助によることを表明しており、ボルタ河開発計画の場合は、世銀、米、英等の援助によるもので国際入札にしたが、共産圏諸国からの援助は、その供与国から必要な機械、技術等を導入することになっている旨述べている。

なお、ガーナの外貨保有高は一時減少したが、最近は8,000万ポンドに達したといわれている。

共産圏諸国からの借款供与

| 国名 | 借款供与額 | 年利 | 償還期限 |
|----------|-----------|------|--|
| ソ連 | 2,950万ポンド | 2.5% | 12年 |
| ユーゴスラヴィア | 360 " | 3.0% | 8年 |
| ポーランド | 1,000 " | 2.5% | 5%は成約時、10%は着荷時、85%は6~8年 |
| ハンガリー | 500 " | 2.5% | (250万ポンドは8年、残りの250万ポンド中10%は成約時、10%はB/L入手時、80%はガーナ産品買付時 |
| チェコスロバキヤ | 1,000 " | 2.5% | 5%は成約時、10%はB/L入手時、85%は5~10年 |
| 東独 | 未定 | | 5年後に協議 |
| ルーマニア | 1,000万米ドル | 2.5% | |
| ブルガリア | 200万ポンド | 2.5% | 10年以内のガーナ産品買付時 |
| 中共 | 700 " | 無利子 | 10年、もしくはガーナ産品買付時 |

1961年における同国の貿易規模は、輸入1億4,283万ポンド、輸出1億1,513万5千ポンドでその地域および国別輸出入高順位は次の通りである。

輸出高別順位

1. スターリング地域 32.8%
2. EEC諸国 31.9%
3. スターリング地域中 英国 28.7%
4. ドル地域 24.7%

| | |
|--------------------|------|
| 5. その他 | 4.4% |
| 6. ソ連・中共その他共産圏諸国 | 3.2% |
| 7. スターリング地域外アフリカ諸国 | 1.5% |
| 8. 日本 | 1.4% |
| 9. スターリング地域アフリカ諸国 | 1.3% |

(出所) ECONOMIC SURVEY 1961

輸入高別順位

| | |
|--------------------|-------|
| 1. スターリング地域 | 41.0% |
| 2. 同上 中 英国 | 36.3% |
| 3. EEC諸国 | 21.7% |
| 4. ドル地域 | 11.0% |
| 5. 日本 | 7.7% |
| 6. スターリング地域外アフリカ諸国 | 6.7% |

わが国の対ガーナ貿易については、ライセンス制度の改正に伴う問題がある。同国の対日輸入ライセンスは、前掲貿易バランスの赤字および外貨不足の事情もあって、1961年10～12月は遂に発給されず、1962年2月に至り1～6月がやっと発給された程度であるが、これに対し共産圏からの輸入は、ライセンスが容易に発給されている模様である。

しかしながら、昨1962年9月24日わが国とガーナ国との間に締結された経済・技術協力協定以来、わが国に対する態度も好転しライセンスも漸次順調に発給されるようになっており、吾々調査団の感しよくでは、実業界一般を通じ潜在的輸入需要はなおかなり旺盛なものがあるやに感じられた。

ただし従来トーゴ、マリ、アッパーボルタ等を通じ奥地の旧仏領諸国にかなりの量が再輸出されていたが、関税引上げ、購買税の新設、トーゴとの国境紛争にからむ道路閉鎖、旧仏領諸国とのフラン決済の中止等の措置により需要の減退をみており日本からの輸出が急激に増大するとは考えられない。

ガーナにおける自国民族資本による企業活動は、未だ十分でなく、現在稼働している諸工業は何れも政府出資による企業（例えばホテルも国営である）又は外国資本との合併等による事業である。この国の場合

(イ) 民間資本が必ずしも十分でない上税制上の優遇措置が執られていないこと

(ロ) 黎明期における国家の常として国家が経済の主導権をにぎっていること

等が考えられるが、外資導入の場合は後者の事情に加え、利益金の一部再投資および本国送金の

規制等がわざわざしているようで、この傾向は今暫らく続くものと思われる。

なお、同国新経済開発7カ年計画は、昨年5月の議会において、ヌクルマ大統領より、党および政府の構想として新開発計画の理念が発表されたのみで、吾々の滞在中には前記理念に基づく具体的計画案の資料は入手できなかった。本7カ年計画はハンガリーのポグナー教授外2名の専門家が作成したポグナー報告書に基づいて立案されていると云われ、同報告書では一応年間の経済成長率を5%とみ、計画の完成する1970年の国民所得を8億2,740万ポンドと想定し7カ年計画の所要資金を約10億ポンドと見積っている。

4 国民所得および賃金水準

ガーナは第二次大戦後最も早く独立したグループの一員で、生活水準も西アフリカ諸国のうち最高と云われ、その国民所得は下表に示す通り、南ア共和国を除き最高の水準を示している。

アフリカにおける特定国の国民所得

| 国名 | 年度 | 総計 | 1人当たり国民所得 |
|--------|------|-------|-----------|
| ガナ | 1957 | 912 | 194(ドル) |
| ナイジェリア | 1956 | 2,186 | 69 |
| エチオピア | 1957 | 604 | 30 |
| ケニア | 1957 | 480 | 78 |
| タンガニカ | 1957 | 406 | 48 |
| カメルーン | 1956 | 451 | 142 |
| マダガスカル | 1956 | 586 | 119 |

(E C A : Economic Survey of Africa Since 1950)

ガーナはココア生産等のモノカルチャー産業に依存している関係上生産人口、国民所得も必然的に第1次産業に集注している。併し2次・3次産業も徐々に発達し、アフリカ諸国においては別表に示す通り比較的近代化されつつあり、賃金所得も漸次増加しており、また賃金水準も政府関係機関を筆頭に引上げられ、1955年に比べ1960年においては2倍となっている。特に1960年8月における公務員の給与ベースの改訂は民間企業まで波及し全般的に大巾な増加を示すに至った。

政府関係雇用者の賃金（日給ベース）

1. 2省以上に共通のもの

| | | | |
|--------|----------------------------|-------------|--------------------|
| 労働者 一般 | 6 S 6 d | Headman | 8 S 9 d |
| 技能者 …… | 鍛工，大工，電気工，旋盤工，熔接工，機械工，自動車工 | | |
| | Grade I | 1 4 S 1 1 d | Grade II 1 2 S 5 d |
| 運転手 | Mechanic | 1 3 S | 9 d |

2. 1省特有のもの

| | | | | | |
|-------|-----------|---------|-------------|----------|-----------|
| 漁業局 | 漁 師 | Grade I | 9 s 4 d | Grade II | 8 s 2 d |
| | 漁 船 長 | | 1 8 s 2 d | | |
| 政府宿舎 | コ ッ ク 長 | | 1 2 s 8 d | | |
| | 洗濯，掃除 | Head | 9 s 4 d | 助 手 | 8 s 2 d |
| 輸送部 | バ ス 車 掌 | | 1 1 s | | |
| 情報部 | カ メ ラ マ ン | | 1 4 s 1 1 d | | |
| 農 業 局 | 農 夫 | | 6 s 8 d | | |
| 電 通 局 | ラ ジ オ 工 | Grade I | 1 4 s 1 1 d | | |
| | 電気計測器技能者 | Grade I | 1 4 s 1 1 d | Grade II | 1 3 s 3 d |
| | 電 報 配 達 | | 7 s 1 0 d | | |
| 鉄 道 局 | 機 関 手 | | 1 1 s 1 0 d | | |
| | か ま た き | | 1 2 s 8 d | | |
| | 赤 帽 | | 7 s 1 1 d | | |
| | 船 頭 | | 1 3 s 9 d | | |

以上のベースで一般労働者は基本給が月間8～18ポンド程度で，民間は1～2割程度高く，平均賃金は26ポンドといわれている。これに対し上級公務員は課長級100ポンド，部長級120ポンド，局長級140～150ポンドと相当優遇されており，殆んどのが自動車を所有している。またこの国における特色の一つとして，経済的な面における女性の進出が挙げられる。すなわち，経済活動人口，男性168万に対し女性は104万で，全女性人口中の31.3%に達している。

以上は都市生活の一端を示すものであるが，他面地方都市の一部においては依然として部族制による原始的な共同生活を行っており，今なおランプ生活を行っている。

なお，同国における品目別小売物価指数および商品別卸売物価の推移は下表に示す如く，上昇

の傾向を辿っている。

1960及び61年の小売価格指数の年間平均

1954年6月=100

| 品 目 | 1960年平均指数 A | 1961年平均指数 B | $\frac{B}{A}$ | Effect on Index |
|---------|-------------|-------------|---------------|-----------------|
| 内産食糧品 | 114.6 | 121.6 | 106.1 | 2.5 |
| 輸入食糧品 | 101.3 | 109.8 | 108.4 | 0.8 |
| 衣 料 | 106.4 | 117.9 | 110.8 | 1.4 |
| 飲料及煙草 | 118.3 | 135.9 | 114.9 | 1.0 |
| サ ー ビ ス | 112.7 | 117.7 | 104.4 | 0.2 |
| 地代・家賃 | 130.0 | 132.7 | 102.1 | 0.1 |
| 燃 料 | 98.0 | 103.1 | 105.2 | 0.4 |
| 家庭用品 | 103.6 | 105.3 | 101.6 | 0.2 |
| その他、雑 | 109.7 | 113.4 | 103.4 | 0.2 |
| 全 品 目 | 111.7 | 119.3 | 106.8 | 6.8 |

商品別卸売価格推移

| 商 品 名 | 単 位 | 1960 | | | | 1961 | | | |
|----------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 1.4半期 | 2.4半期 | 3.4半期 | 4.4半期 | 1.4半期 | 2.4半期 | 3.4半期 | 4.4半期 |
| カツサバ (生) | 袋 当 り | 25.0 | 20.6 | 24.3 | 23.5 | 20.8 | 27.1 | 25.9 | 23.8 |
| カツサバ (Gari) | 袋 当 り | 55.6 | 55.7 | 47.9 | 48.5 | 55.7 | 70.0 | 80.2 | 62.5 |
| カツサバ (kokonte) | 石油缶当り | 6.1 | 6.1 | 6.1 | 5.8 | 5.9 | 6.3 | 6.4 | 6.1 |
| ココヤム | 袋 当 り | 26.1 | 26.4 | 25.1 | 30.0 | 31.4 | 33.5 | 45.3 | 44.7 |
| ヤ ム | 100本当り | 268.5 | 268.5 | 252.2 | 215.2 | 221.0 | 280.8 | 282.5 | 282.3 |
| とうもろこし (穀付) | 袋 当 り | 45.3 | 55.0 | 46.2 | 55.5 | 64.0 | 91.3 | 67.6 | 54.5 |
| 米 (精 白) | 袋 (220封度) 当り | 138.1 | 132.0 | 127.1 | 125.6 | 130.8 | 128.8 | 134.2 | 122.1 |
| 玉ねぎ | 束 当 り | 25.5 | 26.2 | 23.7 | 29.1 | 31.8 | 49.3 | 50.0 | 43.7 |
| バナナ | 房 当 り | 1.7 | 2.1 | 2.0 | 2.8 | 3.0 | 3.0 | 4.9 | 4.3 |
| オレンジ | 100個 | 5.9 | 5.0 | 6.2 | 4.0 | 11.2 | 6.5 | 5.8 | 6.4 |
| パーム油 | 4ガロン当 | 31.3 | 26.8 | 32.0 | 34.6 | 34.7 | 33.0 | 32.1 | 32.0 |
| 魚 (乾 燥) | 100匹 | - | - | 10.5 | 17.7 | 20.2 | 19.7 | 12.7 | 15.6 |
| 木 炭 | 袋 当 り | 11.6 | 14.0 | 13.9 | 13.8 | 13.8 | 13.4 | 14.1 | 13.7 |
| 薪 木 | 束 | 25 | 25 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 2.5 |

別表

産業における雇傭従業員分布比率国別比較表

(ILO労働統計1960年版から抜粋)

| 国名 | 農業・林業 狩猟及漁業 | 鉱業及採石 | 製造業 | 建設業 | 電気・ガス 水道及衛生 | 商業 | 輸送・倉 庫及通信 | サービス業 | その他 (区分不明 を含む) |
|------------------|----------------|-------|------|-----|----------------|------|--------------|-------|----------------------|
| ガーナ(1960) | 61.6 | 1.9 | 9.2 | 3.5 | 0.6 | 14.5 | 2.7 | 6.0 | — |
| アフリカ | | | | | | | | | |
| アルジェリア(非欧) | 82.1 | 0.4 | 2.9 | 1.7 | 0.04 | 3.2 | 1.0 | 2.2 | 6.5 |
| コンゴ(レオポルド ビル) | 85.2 | 1.4 | 2.8 | 2.1 | — | 1.5 | 1.5 | 0.6 | 5.0 |
| モロッコ | 71.2 | 0.6 | 6.9 | 3.0 | — | 4.2 | 8.3 | 4.9 | 0.9 |
| アメリカ(南北) | | | | | | | | | |
| カナダ | 12.1 | 1.7 | 25.1 | 8.0 | 1.2 | 20.0 | 7.6 | 24.0 | 0.3 |
| アメリカ | 12.2 | 1.6 | 26.8 | 6.2 | 1.3 | 18.5 | 7.0 | 23.7 | 2.7 |
| キューバ | 41.5 | 0.5 | 16.6 | 0.3 | 0.4 | 11.8 | 5.3 | 20.1 | 3.5 |
| アジア | | | | | | | | | |
| 台湾 | 50.1 | 1.5 | 10.9 | 2.1 | 0.5 | 6.7 | 3.6 | 14.8 | 9.8 |
| インド | 70.2 | 0.6 | 9.1 | 1.3 | 0.0 | 0.5 | 5.8 | 1.9 | 10.6 |
| 日本 | 39.3 | 2.9 | 15.4 | 8.7 | 13.9 | 7.3 | 11.6 | 0.0 | 0.9 |
| ヨーロッパ | | | | | | | | | |
| デンマーク | 22.9 | — | 25.7 | 6.7 | 0.5 | 14.1 | 6.6 | 21.1 | 2.4 |
| 英国 | 5.1 | 3.8 | 37.4 | 6.3 | 1.6 | 13.9 | 7.7 | 23.7 | 0.5 |
| ユーゴスラビア | 66.8 | 1.4 | 10.7 | 3.1 | 3.0 | 2.1 | 7.0 | 5.6 | 0.3 |
| 大洋洲 | | | | | | | | | |
| オーストラリア | 13.5 | 1.7 | 28.0 | 6.9 | 2.0 | 18.5 | 9.0 | 18.4 | — |
| ニュージーランド | 16.2 | 0.9 | 24.7 | 9.2 | 0.1 | 17.8 | 10.6 | 19.6 | 0.0 |

5 電力および工業用水

電力

ガーナにおける電力事業は一部鉱山等における大口需要者の自家発電を除き国営であって、電力の供給は主要都市に設置されたディーゼル発電により行はれている。

電力の普及率は今なお低く全人口に対し7～10%程度と推定されており、1959年以降の発電能力は次の通りである。

| 年次別 | 政府電力局 | 鉱山 | 計 |
|-------|--------|--------|---------|
| 1959年 | 37,916 | 56,843 | 94,759 |
| 1960年 | 42,381 | 60,773 | 103,154 |
| 1961年 | 55,465 | 65,395 | 120,860 |

(注) (1) 単位 KW

(2) 出所 1962年 Ghana Hand Book

1961年以降においても経済開発計画の進展、国民生活水準の向上に伴い、年間平均、概ね10,000KW程度の増加が予定されている。ガーナにおける電源開発計画の最大のものは Volta River (全長1,000マイル、流域面積15万平方マイル)の Akombo ダム(貯水面積3,500平方マイルにおよぶ世界最大)であって、1965年完成の暁には発電能力768,000KWに達する見込みで、これにより豊富に埋蔵されているボーキサイト(埋蔵量2億トンと推定され、世界全体の推定埋蔵量の12%相当量)を発掘して、水力電気によりアルミニウムを生産するのみならず、この多目的ダムの総合開発により Accra 平野を灌漑し、併せて水上および陸上輸送を改善するのみならず、全国の低開発地帯に電力供給する等極めて多角的な計画である。

従って現在計画中若しくは今後予定されている各種新規産業もこれら電力を予定しており、前記ダム完成後は、一応電力の供給体制が確立されるものと思われる。

特に今後の工業化地帯に指定されている Tema 地区は電力供給上最も有利な立点にある。

工業用水

ガーナにおける工業用水(一般給水を含む)は英国技術者の管理指導のもとに近代的施設による浄水場(用水の沈澱、ろ過、P.H調節、塩素滅菌等)を経由し全地区に供給されている。

本調査団は各主要都市において水質の化学的分析試験を行ったが、いずれもその結果は軟水で極めて良好であった。

今後の工業化地帯に指定されている Tema 地区における水質試験成績は別表に示す如く硬度1.5°(標準硬度2.5°)で直接飲料水に供せられることは勿論繊維工業の染色整理加工用水として適格なる条件を具備している。

Tema 地区における水質試験成績表

(By Division of Water Supplies, Accra 7th, Dec.1962)

| 成 分 | R A W | F I N A L |
|--|--------|-----------|
| Colour (Harzen Units) | 80 | 5 |
| PH | 7.1 | 8.3 |
| Turbidity (Silica Scales) | 40 | 0.3 |
| Total Alkalinity (As CaCO_3) | 31 | 24 |
| Free Carbon Dioxide | 4.8 | Nil |
| Ammonical Nitrogen | 0.01 | 0.50 |
| Albuminoid " | 0.08 | 0.03 |
| Nitrous " | Nil | Nil |
| Nitric " | 0.05 | 0.05 |
| Oxygen Absorbed 3 Hr. 37°C | 2.0 | 0.5 |
| Total Hardness (As CaCO_3) | 27 | 29 |
| Carbonate Hardness | 27 | 24 |
| Non Carbonate Hardness | Nil | 10 |
| Total Solids | 60 | 65 |
| " " (Suspended) | 8.4 | Nil |
| Silica Total (SiO_2) | 16.4 | 11.2 |
| R_2O_3 Oxides | 2.4 | 1.6 |
| Chlorides (As CL) | 4 | 6 |
| Sulphate (As SO_4) | 1.3 | 1.09 |
| Total Iron (As FE) | Traces | Nil |

6 教育事情

(1) 一般教育事情

ガーナは、1957年3月独立以来、青少年に対する教育を最も重視し、その充実、普及に努めている。従って、義務教育就学率も85～86%位となっており、適齢児童の3分の2以上が就学しているといわれており、特に都市周辺は、教育が普及している。

1956年における小・中学校数は4,468校といわれていたが、3年後の1959年には、14%増の5,107校に増加している。又中学校卒業後入学する、いわゆる本邦でいう高校にあたるセカンダリー・スクール(Secondary School 4年制)は、現在58校設けられており、1964年にはこれら両者を含め6,000校にする計画といわれている。

これらの他に増加する学校教育のための教師養成と、自国の工業化を計るための技術者養成を目的とする国立の技術訓練施設(Technical Institutes)がアクラ他全国7カ所の主要地点に設けられている。

ガーナにおける小学校教育は無料であるが、現在の学制、即ち小学校6カ年、中学校(Middle School)3カ年、高校(Secondary School)4カ年に加え、予備コースおよび大学3カ年を通算すると、卒業年齢が約24才に達するため、目下その年齢引下げに関する新教育制度の勧告案が検討されており、恐らく昭和38年中には実施のはこびになる見込である。

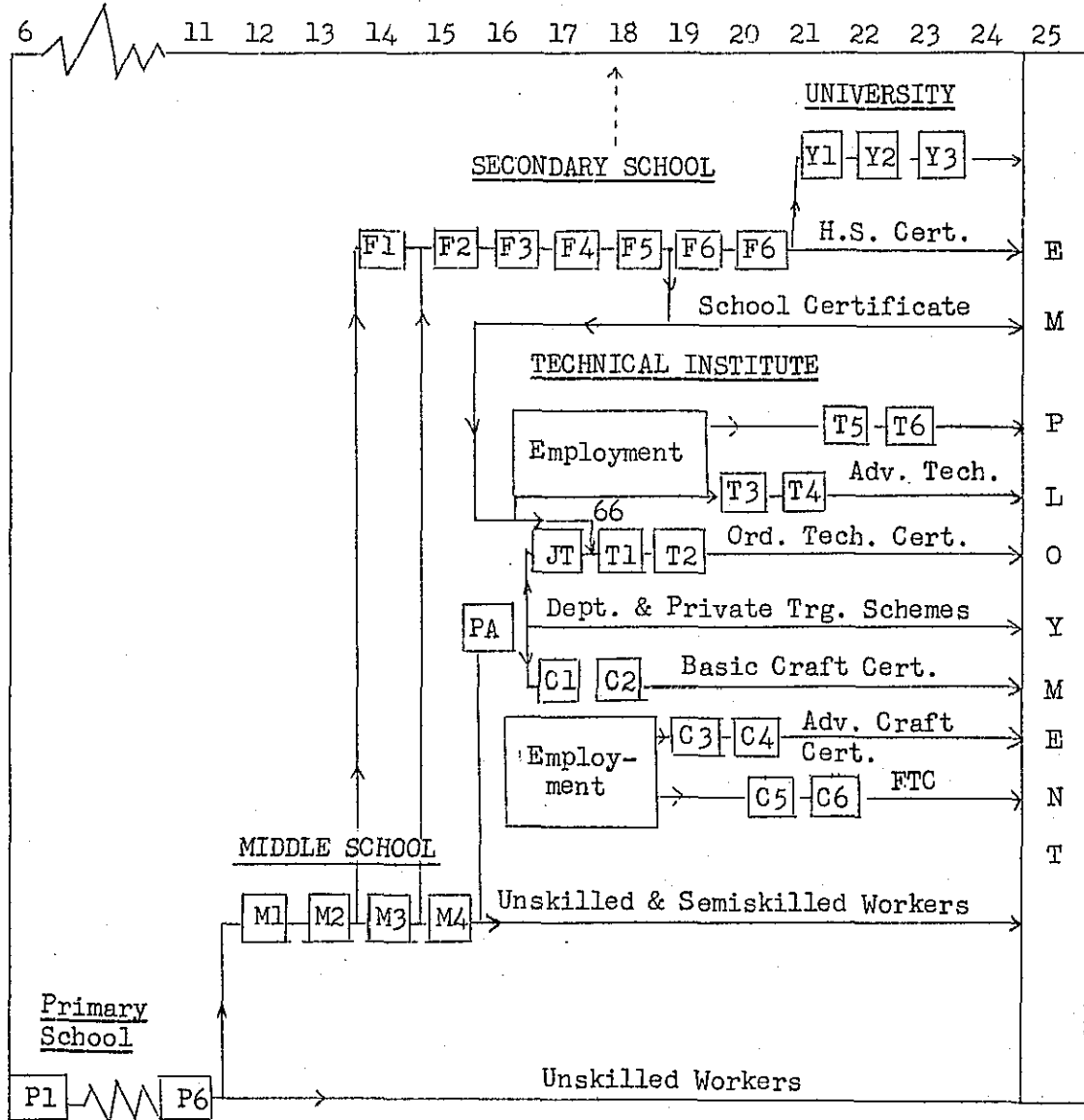
これによれば、小学校の入学を満5才とし、適齢児童の就学義務を制度化し、小学校8カ年、次に高校(Secondary School)4カ年、大学コースを3カ年とし、これらを含め20才ないし21才を卒業推定年齢とし、現行制度より3～4年程短縮するものである。

前記の教育制度概要については次表1および2を参照ありたい。

技術・職業を含む教育計画（現行）

TECHNICAL AND VOCATIONAL EDUCATION IN GHANA

Nominal Age in Years



The above diagram shows the present pattern of technical and vocational education in Ghana.

There are, as yet, no technician courses beyond T2 and no craft courses beyond C4.

(Note:)

PA - Pre-apprenticeship

JT - Junior Technical

T1, T2 etc. - Technical Year 1, Year 2 etc.

C1, C2 etc. - Craft Year 1, Year 2 etc.

M1, M2 etc. - Middle School

P1, P2 - Primary School

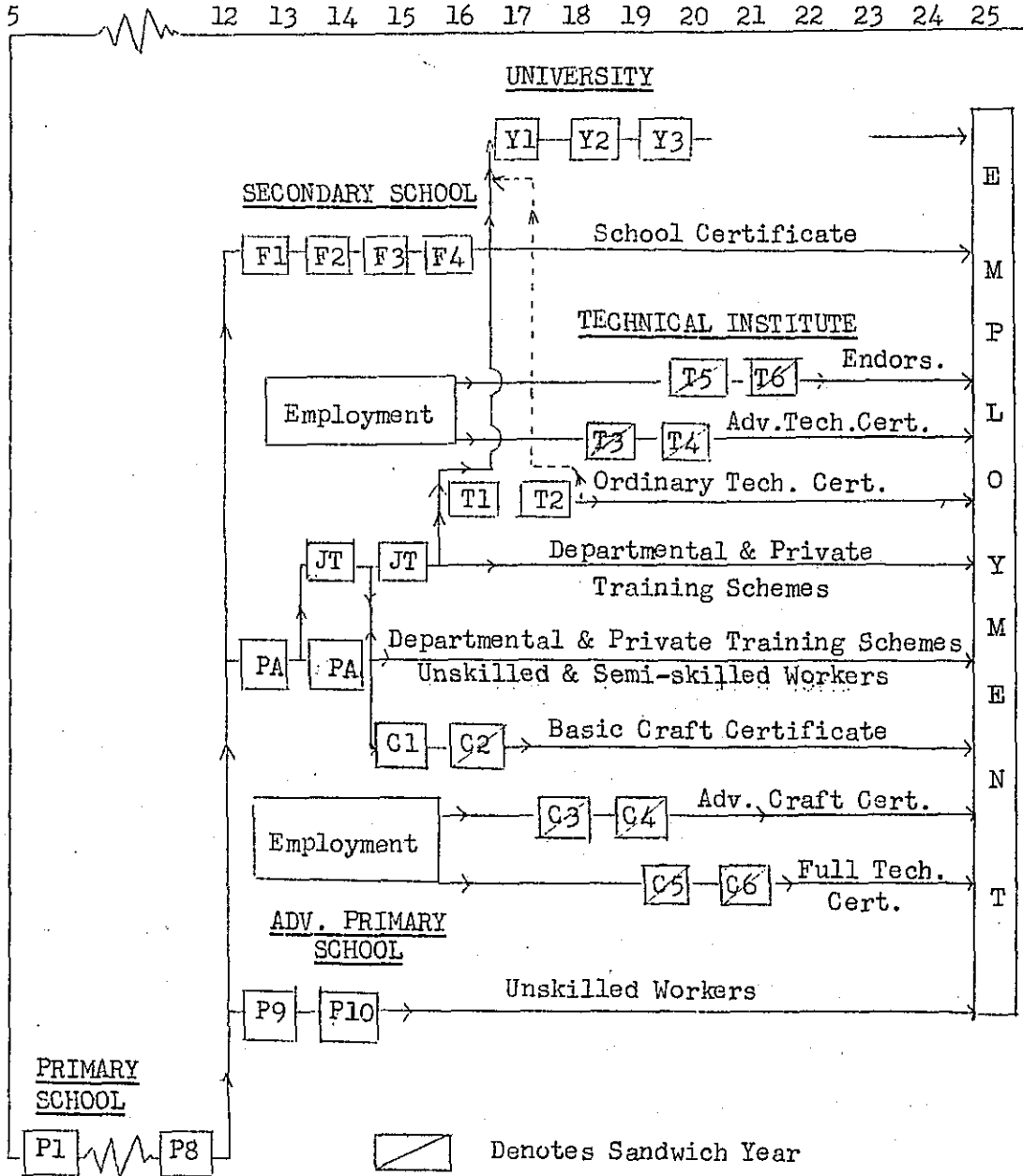
F1, F2 - Form 1, Form 2 etc. in Secondary School

Y1, Y2 - Year 1, Year 2 in University.

技術・職業を含む教育計画（改訂勧告案）

TECHNICAL AND VOCATIONAL EDUCATION IN GHANA

Nominal Age in Years



The above diagram shows the pattern of technical and vocational education recommended by the Adviser on Technical Education.

The present Middle schools are replaced by Advanced Primary schools occupying the same premises and offering 2-year pre-vocational courses for those not entering secondary school or pre-apprenticeship courses.

Students entering pre-apprenticeship courses are 3 years younger than at present and will require 2 years of pre-apprenticeship for craft courses and one year plus 2 years junior technical for entry to technical courses.

ガーナにおける既存国立職業技術訓練施設は、文部省所管のもとに、アクラ市を含め、全国主要の8カ所に設けられており、生徒数は3千名を超え、優秀な者は、工科大学の入学資格を与えられている。その場所は

アクラ, Takoradi, Asuansi, Kumasi, Kpandu, Tamale, Tarkwa, Mampong. の8カ所で、技術訓練内容は各施設毎に若干の相違があるが、概括的にいえば、機械技術(上・下級)、鍛造、自動車の修理および組立、木工、電気技術、塗装および装飾技術、家具デザインおよび製作、農業機械(上・下級)、商業簿記、英文タイプ、洋裁、クッキング(目下は個人向料理のみであるが、近く職業的クッキングも始められるそうである)等で、各インスティテュートの施設は教室及び各実習室を含め、予想以上に充実しているとの印象を受けた。

前記テクニカル・インスティテュートについては稿を改め記すこととしたい。

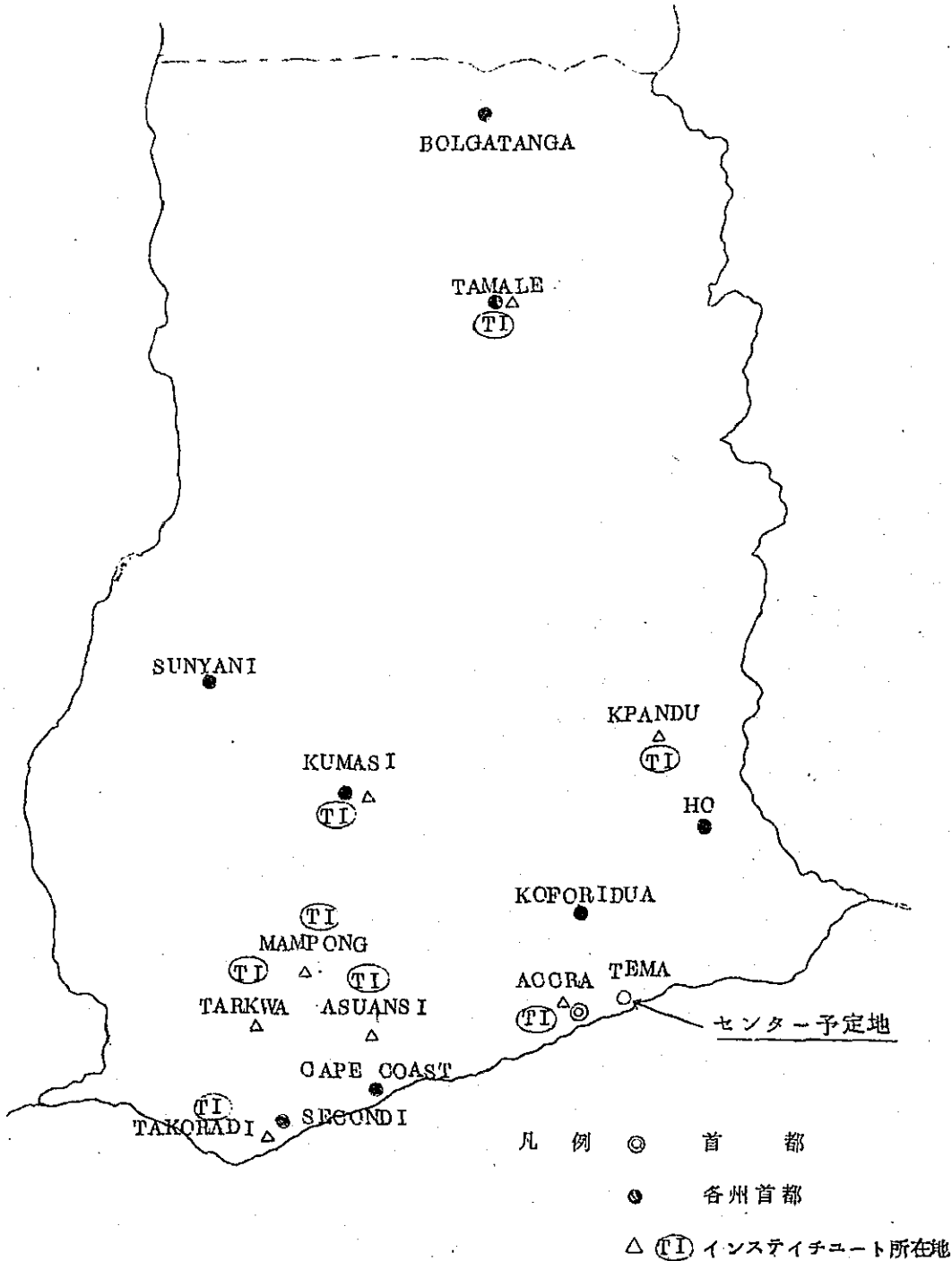
ガーナ政府は前記基礎教育の他、特に大学教育に力を注いでおり、学生に対する奨学金制度が相当充実していて、大学生の約50%近くがこの奨学生であるといわれている。

1961年10月(教育年度始め)から、クマシーの科学、技術専門学校(1951年創設)を大学に昇格し、クワム・ヌクルマ科学工科大学とし、62年現在、150名の教授、735名(内女子24名)の学生をようし、工学・農学・薬学・建築・美術・協同生活計画・科学の7学部がある。又1948年、ロンドン大学の学位を取る準備教育のために設けられた、ゴールド・コースト・ユニバーシティ・カレッジは、1961年10月ヌクルマ大統領を初代総長に迎え、ガーナ大学となった。本校には、経済学部・農学部・人文学部等に約1700名の学生が学んでいる。この両校の特徴は学生はすべて全寮制で、ともにヌクルマ大統領を総長に戴いており、卒業者はガーナにおける官・政・財界等の中核となる訳である。さらに政府・奨学金・私費・或は外国の奨学金等により61年中2500名の海外留学生を派遣しており、ガーナの教育に対する熱意を如実に示している。

(2) 職業、技術訓練施設 (Technical Institutes)

アクラ市にある Accra Technical Institute を始め、全国主要都市に設置されている前記施設の所在地は別図の通りであるが、これら施設の中、下図南下方より Takoradi. Accra. Kumasi. Tarkwa は Advanced Craft および Senior Technical Course となっており、その他は Junior Technical Course となっている。

テクニカル・インスティテュート所在地



これらインスティテュートの各施設を視察したところでは、アクラおよびクマシーが設備その他において最も充実していると思われるので、ここではアクラの例をとり、その内容につき記して見たい。

アクラ・テクニカル・インスティテュートは、市内中心部のアムパサダー・ホテル(国営)脇にあり、本校舎3階建ての他、事務室および実験・実習・工場等が別棟に建てられており、教師数30名、教師1名当りの受持生徒は24名を一応の基準としており、現在29クラスが設けられており、生徒数はフル・タイム343名、夜間、パート・タイムで330名、合計673名となっている。

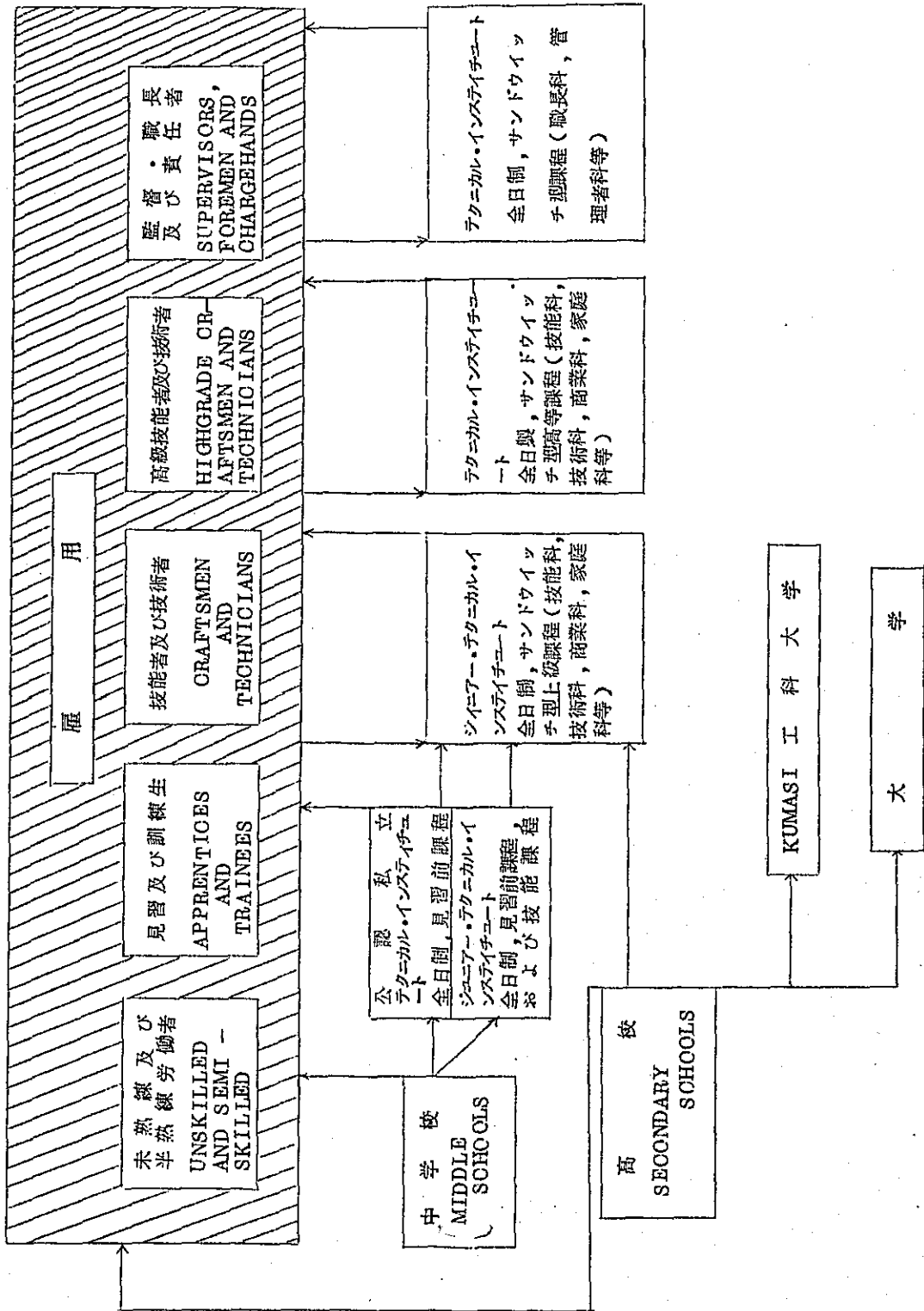
校長(Principal)はガーナ人で、教師中には若干の英人他白人が技術援助で参加しているが、訓練基準その他運営全般については校長と文部省のラインが確立されており、所要経費の予算措置は、インスティテュートの積算をもち、文部省が予算措置を行っている。

このインスティテュートにおける授業内容は、機械技術、電気技術、自動車の修理、組立、木工、塗装および装飾技術、商業簿記、タイプ、クッキング等でフル・タイム・クラスの授業時間は平日7:30~14:00(昼食10:30~11:00)、土曜は7:30~12:00である。

修業年限は、パート・タイムを除き、ジュニア・コース1カ年、シニア・コース2カ年計3カ年であり、始業は9月に始まり翌年の6月(7~8月夏休み)をもって1タームとなっている。又、現在は寮宿制がなく全員通学しているが、近い将来、寮宿舎をも建設することとなっている。

この種職業、技術訓練を通じ、ガーナ教育当局は、技能および技術者の各段階につき又就職に至るまでの過程は次表の通りである。

カーナ職業および技術訓練教育制度一覽表



(注) サンドウィッチ型課程とは、6カ月間の専門学校での訓練期間と6カ月の産業従事期間とを交互に組み合せた訓練課程のこと。

第 3 章 織 維 事 情

1 固有の織物工業

ガーナにおける繊維産業のうちで古い歴史と伝統を有しかつ特色ある産地を形成しているものは織物製造業である。この織物の代表的なものは Kente と呼称されその創始は明らかでないが 17 世紀の初期に端を発していると伝えられている。主産地は別図ガーナにおける繊維産業分布図に示す如く Keta, Nsawam, Kumasi および Tamale の 4 地区周辺に散在しており、1 企業当たりの生産規模は、Nsawam 地区にある Dente Mill Co., (代表者 Mr. Asare) の織機 28 台 (広巾 3 台, 小巾 25 台) が最大であって、平均 2~3 台程度の零細なものが多く、総織機台数は数千台 (統計的に把握されていない) に及んでいるが、その形態は現在においても生業的な家内工業が圧倒的で、生産に供用される設備も織物製造業の初期に見られる木製手動足踏織機で極めて非能率な操業が行われている準備工程に使用される繰返機、整経機、管巻機等も原始的なもので設備そのものについては見るべきものがない。前述した Kente は先染した異種の色糸を経糸と緯糸に適宜配列してアラビア模様製織するもので、織り上り幅は 3.5 呎程度の織物で綜統枚数は通常 4~6 枚が使用され、織物の構造は平織、綾織から誘導した変り織に至る各種の異った独創的なデザインのものが生産されている。これに供給される原糸はすべて輸入のもので綿糸、人絹糸、スフ糸および絹糸で高級品の製織には絹糸が使用される。

織上げられた Kente は通常何本かを縫い合せて、広幅物に仕立てナショナル・ドレスとして礼装用衣類に広く用いられる。また織上げたままの細巾形態のものはネクタイ、胴巻、バンド等にも供せられその需要分野は多種多様であり、今日のガーナ服飾文化発展の根底をなしているものと思はれる。

なお、Kente の他に N.T. Smock が北部 (Upper Region および Northern Region) の Bolgatanga, Tamale 地区において製織されているが、この織物の特色は北部産棉花をインド式手紡糸機により極太綿糸を紡出し (概ね 8 番手以下) を植物性染料により染色して製織した厚地の織物で防暑服として日常外衣に使用されている。また Bed Spread にも利用されている。

(注)

- (1) ガーナ特産の多色糸染の織物を Keta または Kente とも称されているが、Kente の語源は Volta Region の地名 Keta (Accra 東方 7.0 哩の地点で Kente の発祥地) に由来したものである。
- (2) 礼装用に縫製された Kente 一着分の市中価格は特別発註のものを除き普通品 (綿製) 30 ポンド、高級品 (絹製) 100 ポンドとかなり高価なもので所得水準の高い特定階層によって購入されている。
- (3) 北部産棉花は Upper Region および Northern Region を中心に栽培が行なわれている。

るが、その品質は米綿のすそもの級 (Grade S.L.M. Staple 7/8 吋程度のもの) に属するものと考えられ、可紡性に乏しい性状のものと見られるのみならずその生産量は統計的に把握されていない。

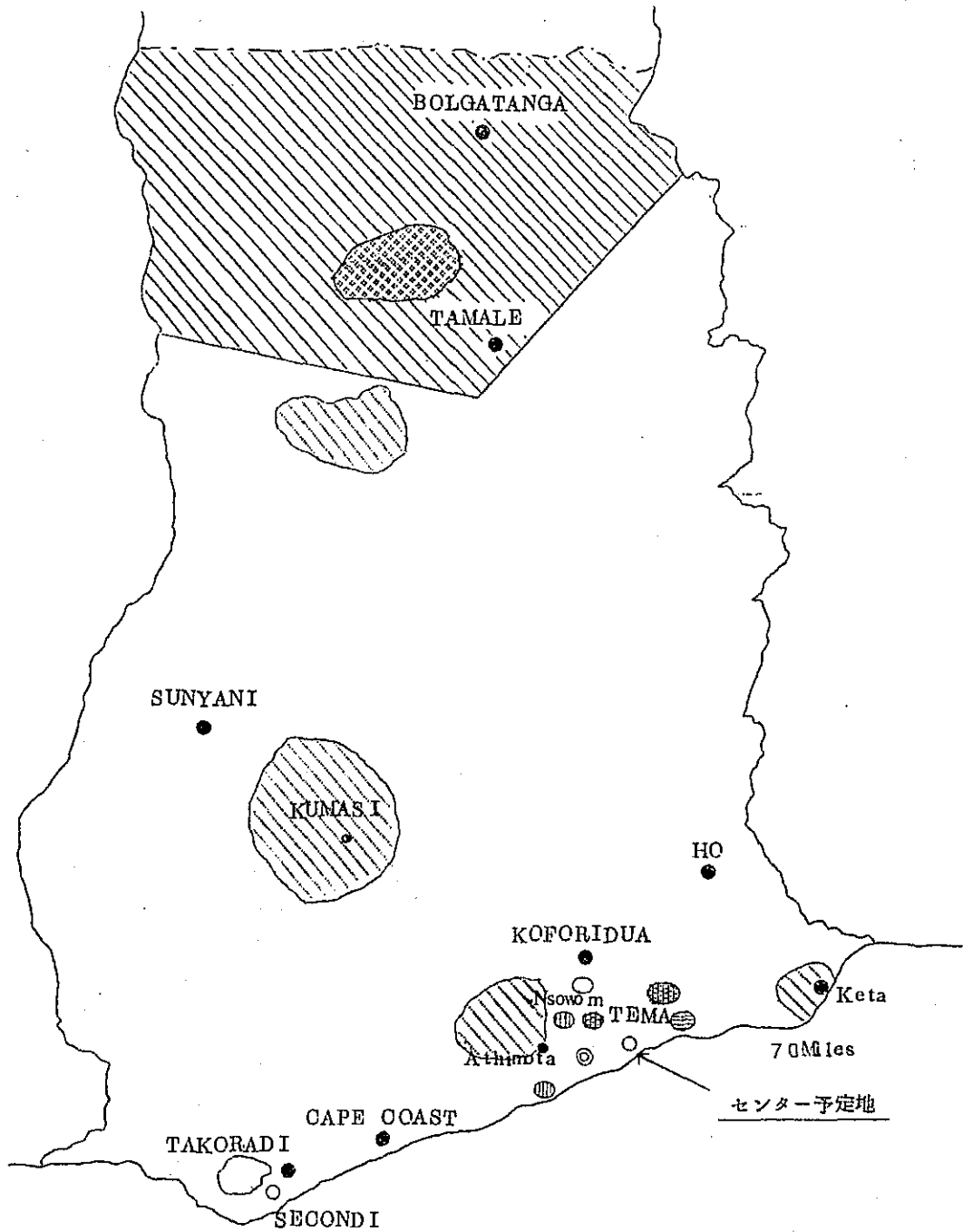
併しながら最近当該地区において埃及綿の種子を移植して改良綿が栽培されているがこの綿花は在来種に比較して品質は若干向上しているようである。



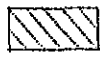
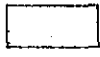


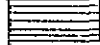
- (4) 染色加工業は Accra 市内周辺に所謂 Dyeing shop 形態のものが概ね 20 ヶ所程度存在しているが、いずれも小規模で Mill または Factory と称されるものではない。その設備は鉄製槽を設置して数種の自国産植物染料を煮つめ糸染、生地染、ハンドプリント (ブリキ製型紙を使用) を行っている。

染色に供せられる染料はすべて Vegetable Dyestuff であり、種々の樹木、木の葉果実を粉砕して製造される。また媒染剤を用いたものは Fast Colour に染色されるが、一般的には Commercial Colour で Indigo Navyblue が最も多い。

しかしながら鮮明色 (赤・青・黄・緑等) の染色は困難であるため Kente 製織用先染糸はすべて輸入に依存している。

ガーナにおける繊維産業の分布



- | | | | |
|---|-------------------------|---|----------------|
|  | 綿花生産地 |  | 綿織物工場 (タオルを含む) |
|  | ケンテ織物生産地 |  | 縫製工場 |
|  | 厚地織物生産地 (N. T. スモーク) |  | 染色場 |
| | |  | プリント工場 (建設中) |

2 繊維需要の分析

(1) 輸入繊維物の推移

ガーナにおける1956年以降の繊維別繊維物の輸入高は下表に示す如く1957年独立時178,661千平方ヤードをピークとしてそれ以降の輸入規模は概ね横ばいの傾向を示している。しかしながら繊維別輸入構成割合は1957年綿織物54.2%、スフ織物39.8%であったものが、1961年においては前者83.0%、後者12.3%と著しく変ぼうした。

この事実は高温多湿な同国特有の気象条件の反映と思はれる。従って今後ともこの傾向は継続し綿織物の需要は人口の自然増加率にスライドして、年々増大するものと想定されるが、他面、スフおよび人絹織物の需要は引き続き減少方向を示すものと考えられる。

繊維別繊維物輸入高の推移

単位：千平方ヤード

| 年次 | 繊維別 | 全繊維 織物 | 綿 織物 | ス フ 織物 | その他 織物 |
|----------------|-----|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 1956 (昭・31) | | (100.0) 137,180 | (62.3) 85,422 | (33.3) 45,624 | (4.4) 6,134 |
| 1957 (昭・32) | | (100.0) 178,661 | (54.2) 96,787 | (39.8) 71,146 | (6.0) 10,728 |
| 1958 (昭・33) | | (100.0) 119,689 | (55.7) 66,683 | (33.1) 39,587 | (11.2) 13,419 |
| 1959 (昭・34) | | (100.0) 139,011 | (66.2) 92,085 | (27.2) 37,817 | (6.6) 9,109 |
| 1960 (昭・35) | | (100.0) 143,034 | (72.0) 103,036 | (23.4) 33,465 | (4.6) 6,533 |
| 1961 (昭・36) | | (100.0) 130,912 | (83.0) 108,622 | (12.3) 16,071 | (4.7) 6,219 |

(2) 織物の消費水準

ガーナにおける国民1人当りの輸入全織物に対する消費実績の推移は下表に示す如く1957年独立以降1960年(昭35年)までは順調に伸長してきたが、その後ココア輸出価格の低落に伴い、国際収支が逆調に転じたため、これが改善策として関税の引上げ、ライセンス発給額の制限等を内容とする輸入制限措置および購買税の新設の影響を受け1961年には前年度消費水準を概ね10%低下した。その結果1956年以降1961年に至る過去6ヵ年間の国民1人当りの消費量は21.06平方ヤード(5.23ポンド)となった。この消費量はわが国における昭和27年当時の綿製品の消費量5.64ポンドに匹敵する水準である。またわが国における昭和36年度1人当り全繊維消費量16.80ポンドとの対比において概ね32%に相当するものである。

繊維消費量(日本の衣料用1人当りの消費量との対比)

人口: 6,690,730人(1960年)

| 年次 | 人口 (千人) | 繊維輸入量 (千平方ヤード) | 1人当りの消費量 | | 日本の衣料用1人当りの消費量 | |
|------------|------------|-------------------|----------|-------|----------------|--------|
| | | | (平方ヤード) | (ポンド) | 全繊維(ポンド) | 綿(ポンド) |
| 1956(昭・31) | 6,690 | 137,180 | 20.51 | 5.13 | 14.76 | 6.50 |
| 1957(昭・32) | 6,690 | 178,661 | 26.71 | 6.68 | 14.80 | 6.42 |
| 1958(昭・33) | 6,690 | 119,689 | 17.89 | 4.47 | 11.89 | 5.36 |
| 1959(昭・34) | 6,690 | 139,011 | 20.78 | 5.20 | 13.88 | 5.81 |
| 1960(昭・35) | 6,690 | 143,034 | 21.38 | 5.35 | 15.61 | 5.97 |
| 1961(昭・36) | 6,857 | 130,912 | 19.09 | 4.77 | 16.80 | 6.71 |

- 注: 1. 1960年以前の人口は1960年と同数とする。
 2. 1961年の人口は前年の2.5%の増加を見込んである。
 3. 消費量の重量換算は1ポンド当り4ヤードと推定した。

試みに1956年から1958年に至る国民1人当りの消費量についてアフリカ、全世界およびわが国との関係について比較すると下表に示す如くである。

即ちガーナは全世界の消費水準に対して51%と著しく低下しているが、アフリカ各国においては28%増となっており、西アフリカ諸国の中では最高の消費水準を示している。

1人当りの消費量の対比

| | 1人当りの消費量(ポンド) | 1人当りの消費割合 | | |
|---------|---------------|-----------|--------|-------|
| | | ガーナ基準 | アフリカ基準 | 全世界基準 |
| ガ ー ナ | 5.43 | 100 | 128 | 51 |
| ア フ リ カ | 4.23 | 78 | 100 | 40 |
| 全 世 界 | 10.56 | 194 | 250 | 100 |
| 日 本 (縮) | 6.09 | 112 | 144 | |

注：1人当りの消費量は1956年から1958年までの平均値

3 繊維品の輸入制限

ガーナにおける貿易収支は最近における急速な経済開発に伴う基礎物資の輸入増勢および、コアの国際価格の下落を反映して外貨事情が悪化したため国際収支改善策の一環として1961年7月7日輸入関税の引上げ措置を發表，即日実施した。新関税率は次の通りである。

| 品 目 | 単 位 | 改 正 税 率 | |
|-----------|----------|---------|-------|
| | | 従 量 税 | 従 価 税 |
| 生地未晒織物 | 1平方ヤード当り | 6ペンス | 25% |
| 晒 織 物 | " | 10 | 40 |
| 捺染，糸染浸染織物 | " | 12 | 50 |
| 別珍，バイル織物 | " | 24 | 50 |
| メリヤス地 | 1ポンド当り | 30 | 50 |

この関税率は各国共通で関税体系は従量税と従価税に区分されており併用の場合は何れか一方の高い方が課せられることになっており繊維品については捺染，糸染および浸染織物等の高級品は従価税の引上げは従前の2倍となり輸出に与える影響は極めて大である。

更に1961年12月1日輸出入ライセンス制が大巾に改正され、従来のO.G.L.制およびO.L.制を全廃し、個別ライセンス制に切換えられた。従来ガーナの輸入管理制度は欧米諸国についてはO.G.L.制共産圏諸国についてはQ.L.制わが国に対してはS.I.L.制となっていたが、今後すべての国からの輸入についてS.I.L.制が適用されることになった。1962年1～12月度におけるライセンス総発給高は1,2500万ポンドで、そのうち対日ライセンスは約1,200万ポンドに規制された。

1963年1～12月度におけるライセンス総発給高は9,000万ポンドで前年度規模の72%と大巾に圧縮される模様である。

4 自給化の台頭

ガーナにおける繊維産業は前述した如く、独立前の1957年までは素朴な手動足踏式織機のみ依存し著しく立遅れのまま独立を迎えた。

しかしながら独立を契機として近代的生産設備を導入し、先づ最初にメリヤス、布帛、既製服等の縫製加工工場が設立され、引続きタオルと綿織物工場が創設されるに至った。これにより自給化を標榜とした繊維産業が漸く台頭し技術的基盤を確立せんとする新しい局面にさしかかりつつある。

(1) 綿織物工場

香港系資本によるGhana Textile Manufacturing Co., LTD.がTema市にある。資本金は100万ポンドで従業員163名（男子90%，女子10%）、操業開始は1962年7月全年11月現在における主要設備は次の通りである。

- (a) Steambloc (英) 1基 Rating 7,500 lbs/H
- (b) 整経機 (英) Pasitimcum Travers System
- (c) " (日) 金丸製作所
- (c) 自動管巻機 (独) Hacaba (4 sp. × 7台)
- (d) 糊付機 (米) Johnson Type (22nd × 7 cyl.)
- (e) 自動織機 (中) 中国人民共和国, 紡織機械廠自動経系停止付, shuttle change (8 Hold) RS 44" 単独M付 R/M175 100台
- (f) カレンダー (日) 小林鉄工所 56" W 1台
- (g) 検査台 斜高型 単独M付
- (h) 布量機 水平型 2台

操業は1日3交替制(24時間)で全稼働している。生産能力は月産100千平方ヤード(年産1,200千平方ヤード)で原糸は香港綿糸が供給され120本細布(32" × 50yds)を生

産していたが、製織工程が重点で準備工程には湿度調整が実施されていないため品質管理上問題が多いのみならず全般的に余剰労務者がかかえ、企業収益は低下しているものと考えられる。

また、一連設備について保安全管理が完全に実施されていないため作業能率が低下し品質の均一化を阻害している点も見受けられた。

- (注) ① 自動織機の機構は戦前日本が設置していたものと同一型式のもので Hopper の杼数が 8 個 Let off Motion は T C と同一である。
- ② Dorper 装置は良好であるが Fileer Motion は不良のものが多い。

(2) タオル工場

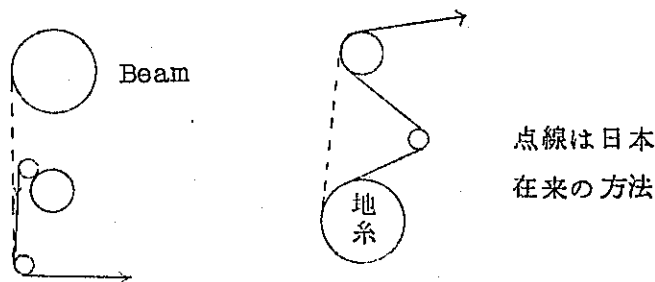
レバノン系資本による Millet Textile Corporation LTD. が Accra 市 Ring Road West にある。資本金は 2.5 万ポンドで従業員 30 名（男子 85%、女子 15%）操業開始は、1960 年で 1962 年 11 月現在における主要設備は次の通りである。

- (a) 経巻機 (英) Leesona Holt LTD. 1 台
- (b) 管巻機 (〃) Muschamp 1 台
- (c) 整経機 (〃) Hottersley 部分式 2 台
- (d) 織機 (〃) Bullerwarth & Dickinson LTD. RS 55" 19 台
- 〃 (〃) Nowhlop Round Hopper (cop Change) RS 55" 6 台
- (e) ミシン機 (〃) 3 台
- (f) 染色用小型 Wince (工場内に新品が放置) 1 台

操業は前述した綿織物工場同様 1 日 3 交替制で全稼働している。生産能力は月産 25 千平方ヤード（年産 300 千平方ヤード）で原糸は先染した太番手（8～12 番手）を英国より輸入して、先晒の浴布およびバスタオルを生産しているが、品質は粗悪で技術的には問題が多いものと考えられる。

また近く隣接地に工場を増設して Jacquard 織機を設置する計画が進められている。

- (注) ① 現在設置のタオル織機は Dobby の片四丁台であって、地経糸について Drapper Stop Motion が使用されている。
- ② 特殊上糸 Tenston 装置は下図に示す方式が採用されている。



- ③ Hattersly 部分整経機（英）の Creel には電磁式 Stop Motion 付のものであるが、巻方は不良である。
- ④ 日本側がガーナにおいてタオルの生産および指導を実施するか否かについて異常なる関心を示していた。

(3) 縫製工場

インド系資本による Glamour Garment Factory LTD. が Accra 市 Ring Road West にある。資本金は 2 万ポンドで従業員は 350 名で主要設備はミシン機 240 台（本縫 195 台、特殊 45 台）の他にプレス機、裁断機およびメリヤス用 3 本カレンダー等を設置し全稼働している。縫製品種はメリヤス肌着類、布帛製品一般（肌着、ブラウス、シャツ）、および既製服類（男子用ズボン、子供服、婦人服）等で、加工能力は月産メリヤス 25,000 ダース、原材料の月産消費量はミシン糸 4,000 ポンド、原反 17,000 ヤードに達している。本工場の設備のうちミシン機の 70% は日本、30% は米国および独逸より布帛原反については日本 80%、中共およびチェコよりそれぞれ 10% が輸入されている。全般的に従業員が訓練不足で技術水準が低いいため技術指導を要望している。

5 自給化の長期計画

当国には 1959 年 7 月より 5 年にわたる第 2 次経済開発計画があったが、この計画は基礎的分野に重点をおく一方、農業・工業方面の比重が増大していたが、繊維産業についてはそのウェートが比較的小さかった。本計画は 1962 年改訂され新たな構想で 7 年にわたる経済長期計画が実施されることになっている。これを繊維産業について見ると概ね次の通りである。

(1) 綿紡績工場

Ghana Textile Manufacturing Co., LTD.（前述の綿織物工場）を拡充して、綿紡績 10,000 錠の建設計画がある。本計画においては自国産綿花により 20 番手の綿糸が紡出されることになっており、綿花から織物までの一貫的生産が企図されているのみならず綿織機の新増設についてもこれに関連して検討されている。

(2) 染色（プリント）工場

Tema 市に I.D.C.（Industrial Development Corporation）と英国資本 Manchester Alexander Drew & Sons LTD. との合弁事業によるマシン・プリント工場を目下建設中（設備計画の具体的内容は不明）で資本金は 160 万ポンド、1964 年 1 月操業開始を目途として、英国より技術者 46 名が派遣されることに内定し、これに従事する一般労務者数は 400 名が見込まれている。

本工場の完成後の染色加工能力は年間 14,000 千平方ヤードが目標とされている。

(3) 綿紡織総合一貫工場

ソ連との経済技術協力協定により綿紡織から染色加工工程に至る繊維総合一貫工場を Tamale 地区に建設する計画があり、具体的な設備計画は未だ不明であるが、目標年次における綿織物の生産および染色加工能力は年間 5,000 千平方ヤードが見込まれている。

(4) 綿織物工場

将来中共との経済技術協力協定を締結することにより、綿織物工場を建設することを計画している由であるが、現段階においては、工場建設予定地、設備計画等の詳細は全く不明であるが、ガーナ側の希望的観測によれば目標年次における綿織物の生産能力は年間 15,000 千平方ヤードを見込んでいる模様である。

その他に将来綿織物工場については国営によるもの 2 工場、民間資本によるもの 1 工場が検討されている。

(注) 本計画の綿織物工場は工業省 Mr. Cadjoe 談によるものである。

6 1966年における織物需給見通し

ガーナにおける織物需給の長期見通しは今後における全国の国際収支の動向、対外経済政策および国内政策等の不確定要因が多いためこれが想定は極めて困難である。

全国における繊維自由化の進展が織物輸入総量との有機的関連において如何なるカーブを画いて推移するであろうかについて、前提条件(下表参照)を設定して試算すれば下表の通りである。即ち、1966年における全織物の消費量は 163,383 千平方ヤードが見込まれるが、これに対し生産設備は現在稼働中のものおよび計画中のものを合算して 1,167 台となり自給化率は 8.5%、その結果全織物の輸入量は概ね 149,000 千平方ヤード程度と推定され、輸入織物の削減量は 14,000 千平方ヤードが見込まれる。

しかし、全国の国際収支の現実には基礎的産業の充実強化が緊急の課題であり、繊維産業の育成に対してどの程度の資金が確保されるかが疑問であろう。

いづれにしても Pioneer Industry に近い性格をもった産業でもあり、徐々に自給度は向上されてゆくものと考えられる。

ガーナ国における織物長期見通し試算

(自給化の進展と織物輸入量の関係)

○ 前提条件

1. 国民人口は1960年における人口調査の6,690千人を基準として1961年以降年率2.5%増とする。
2. 1962年から1966年に至る国民1人当り輸入全織物消費量は1956年から1961年に至る過去6ヵ年間の平均消費量21.06平方ヤード(5.23ポンド)を採用し横ばいで推移するものと想定する。
3. 自給化の進展度合により、織物生産量の増大に伴い全織物輸入量は相対的に減少するものと想定した。
4. 織物生産量の推定に当っては、1962年11月現在における綿織機の生産能力を基準として算定した。

| 年次 | 国民人口 (千人) | 国民1人当り輸入全織物消費量 | | 全織物消費量 (千平方ヤード) | 全織物輸入量 | | 自給化の進展による国内織物生産量 | | 全左生産設備 織機台数 | 備考 |
|------------|--------------|----------------|------|--------------------|-----------------|-------|------------------|-------|----------------|-----------------|
| | | 平方ヤード | ポンド | | 輸入量 (千平方ヤード) | 輸入比率 | 生産量 (千平方ヤード) | 生産比率 | | |
| 1961 (昭36) | 6,857 | 19.09 | 4.77 | 130,912 | 130,912 | 100 | — | — | — | |
| 1962 (昭37) | 7,028 | 21.06 | 5.23 | 148,010 | 146,510 | 99.0 | 1,500 | 1.0 | 125 | 織物生産量は推定 |
| 1963 (昭38) | 7,204 | 21.06 | 5.23 | 151,717 | 147,117 | 97.0 | 4,600 | 3.0 | 385 | " |
| 1964 (昭39) | 7,384 | 21.06 | 5.23 | 155,508 | 147,708 | 95.1 | 7,700 | 4.9 | 646 | " |
| 1965 (昭40) | 7,569 | 21.06 | 5.23 | 159,404 | 148,604 | 93.4 | 10,800 | 6.6 | 907 | " |
| | | | | | ※149,383 | ※91.5 | ※14,000 | ※8.5 | ※1,167 | " |
| 1966 (昭41) | 7,758 | 21.06 | 5.23 | 163,383 | 147,045 | 90.0 | 16,338 | 10.0 | 1,300 | 織物生産量、生産設備ともに仮定 |
| | | | | | 130,707 | 80.0 | 32,676 | 20.00 | 2,600 | " |
| | | | | | 114,369 | 70.0 | 49,014 | 30.00 | 3,900 | " |
| | | | | | 81,692 | 50.0 | 81,691 | 50.00 | 6,500 | " |
| | | | | | — | — | (163,383) | (100) | (13,000) | " |

(注) (1) ※印は現時点から想定した場合の達成可能な数字である。

(2) ()内の数字は全織物消費量(全需要量)を自国において完全自給化を図るための織機台数および生産量である。

第4章 センター設置に関する事項

1 交渉経過

調査団は序説 — 3.調査日程 — にもある通り、昭和37年12月5日アクラ到着後、出発前の調査方針および計画にもとづき、ガーナ政府側の構想および希望等につき意見の交換を行なうと共に、12月8日よりわが方としての設置計画立案上の基本的問題点等につき討議を開始した。

これらの討議を通じ、関係各省（外務省、文部省、工業省、労働社会福祉省、通信建設省および設立事務局）の合同会議では、責任の所在が分散し且つ討議も散漫となる恐れもあり、速やかに主管省を定め、その責任者を中心に会議を進める必要を痛感し、その旨提案したところ、先方協議の結果、従来この種技術訓練教育を主管している文部省が最も適当であるということになり、工業省は繊維産業をも含めた自国の工業開発計画の主管省としての立場で、又労働・社会福祉省は雇傭および労務政策の観点より本討議に参画し且つ側面的に文部省をバックアップするとの了解が成立した。その他の関係各省、例えば設立事務局（Establishment Secretariat）大蔵および建設両省はそれぞれ待遇、建物建設等のそれぞれの責任分野において協力することとなった。

なお、前記数回の会議を通じ、ガーナ側は本センター設立に伴う技術的事項に関しては、殆んど白紙に近い状態であることが判明したので、ガーナ側との討議は設立に伴う運営・行政面に關する事項を重点に行い、技術的な事項については調査団としてガーナ政府の希望するセンターの各候補地点、関連産業等の実態を見た上で、ガーナ国に最も寄与し、且つ適当なる案を樹立することとし、11月20日アクラを出発し、地方主要候補地点その他を視察し同月23日帰国した。

調査団は前記地方調査および既に視察した各施設等より、概括的なセンターのあるべき姿の見通しを得たので、早期に一応の結論をガーナ側に提示することが今後の折衝促進上必要と認め、11月27日、外務省における合同会議において次の如き「調査団所見」を提出した。

Center Possible Sites & Technical Institutes

視察後の調査団所見

1. Center 候補地点について

- (1) アクラ地区特に現在の Accra Technical Institute の周辺が望ましい。
- (2) もし前記が不可能な際は第 2 候補として Tema 地区を推せんしたい。

2. 推せん理由

- (1) Accra がガーナ共和国の首府であり、一般的教育施設、例えば Technical Institute の如き技術訓練施設が完備している。
- (2) 年間気温、湿度、水質 (for dyeing) 等も適当と思われること。
- (3) Tema という将来の大工業地帯に近いこと。
- (4) 将来派遣せらるべき日本側技術者の希望もありアクラ周辺が望ましいこと。

3. 建物・施設等について

- (1) 既存のもので利用可能なものはないので建物は新規建設を要すると思われる。
- (2) Buildings の Draft Layout は 11 月 27 日の会議の際提示する。
- (3) 前記 Draft Layout によりガーナ側の建設工期見込を承知したい。
- (4) 優秀な Trainees を全国的に募集することが望ましく従って全員 (普通科・高等科共) を寄宿制とすることが望ましい。
- (5) 日本側要員 (Japanese staff) のため、Center 敷地内に前記要員宿舎の建設が望ましい (概略 8 家族の見込)。

4. Outline of Operation について

Training Subjects については、文部省側の希望もあり " City Guild of London Institute " の教本との調整につき帰国後充分検討した上で、改めて回答することとしたい。

前記所見を中心として行った討議要旨は次の通りである。

ガーナ側関係各省担当官との最終会議

1962.11.27

於: Ministry of Foreign Affairs

出席者 ガーナ側

Mr. A.O. Lanquaye (文部省担当官)
Mr. G. Mollison (文部省顧問・英人)
Mr. Hutchful (労働・社会福祉省)
Mr. E. Abdalloh (外務省中近東アジア局次長)
Mr. K.K. Anti (工業省)
Mr. S.E. Grant (大蔵貿易省)

日本側 池田調査団長他全員
大使館谷書記官
大使館有松理事官

(議事要旨)

「各センター候補地点視察後における Possible site に関する調査団の所見」を先方に提示。ガーナ側は日本側の前記意向を了承。Mr. Mollison よりアクラもしくはテマとあるが貴方は具体的に何処を希望しているかとの質問あり、わが方はアクラにある Technical Institute の敷地の後方に十分な用地がある旨指摘した。亦 Ambassador Hotel の周辺に 2 ヶ所空地があると地図により指摘した。ガーナ側より Institute の空地は低地であるし、将来施設の拡張計画があるとの説明があった。工業省、労働省よりタマレ地区はどうかとの質問あり、わが方は適地に非ずと回答、更にガーナ側にタマレ北方 100 哩のヴォルガタンガ(綿花生産地)は如何との質問ありたるも、わが方は同地区は dry season には湿度 5% になり織物に必要な 85% の湿度から見て全く不適地であるし、日本の指導技術者も同地区は望まない。又センターは生産工場でないので綿花の生産地近くに設けることは必ずしも必要としない。むしろ訓練の立場から中央都市にあることが望ましいと回答。

先方は再度ヴォルガタンガには将来織物工場を新設し、綿紡績も併せ行なうので北部地区を考えては如何との申出があったが、わが方は綿織物は自国産の綿花のみでは紡績が困難で外国より

綿花を輸入し色々ミックスしなければ良い織物は出来ず、輸入綿に依存する関係上、港の近くの方が遙かに便利であることを説明し、日本においても綿業創始の当初は綿花の生産地に工場を設置したが最近輸入綿の関係で港の近くに工場が移っている。殊にコストの中に輸送費の占める割合が高くなり、貴国の場合を考えてもヴォルガタンガでは輸入綿を港からそこまで運び更に製品を都市に輸送する場合、あるいは輸出する時には再度輸送せねばならぬ点から二重の輸送費がかかりコストが相当高くなるのではないか、わが国でも港近くでは Inland Charge が封度当り 2 d ~ 2.5 d であるが内陸になると 7 d と大変高くつくことを説明する。

ガーナ側は前記討議後日程の変更を相談し、28日は日本側の検討日、29・30日はガーナ側における関係各省との打合せ日にし、結論を12月3日(月曜日)の会議に出す旨申出があったが、わが方は結論は12月1日(土曜日)の午前中の会議を主張し、結局全日午前中に決まる。

次いでわが方より建物の Layout を提示し、Copy 8 通を依頼する。

引き続き名称について質問したところ先方にはこれといった案はなく、わが方から「Ghana Textile Training Center」では如何と云うと先方は臨時的にその名称でよいが、若し Institute の中に設置されるようだと名称の変更もあり得る旨述べた。

本センターの指揮監督機関につき質問する。勿論文部省の所管にして機械等のアドレスは Principal Secretary, Ministry of Education とされたい旨返事があり、直接の指揮は Chief Technical Education officer Mr. Obaka-Torto が Institute を統轄しているため彼の指揮下に入ると説明があった。

又センターには両国より Director を出し、日本側 Director は技術上の責任をもち、ガーナ側の Director は行政的な責任をもつことを再度説明した。ガ側右を了解。

ガーナ側の要望として本センターの Assistant Instructor を研修生として数名日本に招き訓練されたき旨申出であり、わが方としては帰国後その旨報告し努力する旨回答し、その場合航空賃、滞在費等は日本側で負担すると説明した。

(備考)

Mr. Obaka-Torto は局長の上、次官の次席にあたるランクの由(古田注)

最終会議における討議要旨は以上の通りであり、前記構想ならびに従来の交渉記録に基づき、わが方において討議議事録ドラフトの作成に着手し、同案を12月1日文部省に手交した。

前記議事録案を中心としたわが方およびガーナ側による公式会議を12月4日行ったがその要旨は次の通りである。

Record of Discussions (Draft) に
ついての会議記録

1962. 12. 4

at Ministry of Education

出席者

わが方：調査団員全員

大使館書記官・有松理事官

| | |
|----------------------------|-------------------------|
| ガーナ側：Mr. Obaka Torto (文部省) | Mr. K.K.Anti (工業省) |
| Mr. A.O.Lamquaye (") | Mr. S.B.Grant (大蔵省) |
| Mr. Pessey (") | Mr. A.T.Hutchfal (労働省) |
| Mr. G. Mollison (") | Mr. E.Abdallah (外務省) |
| | Mr. Adecbite (G.N.C.C.) |

ガーナ側より署名について若干の質問のあった後、設置場所については Tema にしたい。その理由としては、アクラは時々停電することもあり、テマにはその心配はない。第2に Tema には Textile の工場もあり技術的にもテマの方がより better であるが、日本側に意見ありやと問われ、わが方もテマ設置に同意する。I の(1)の名称については Ghana Textile Training Center で異存ない旨回答があった。工業省の Mr. Anti より、(2)のセンター業務中にある techniques of Manufacturing とはそもそも何を意味するかとの質問あり、武立技官より生産の principal と実習を含めての原理と説明したが納得せず、結局わが方は Manufacturing の範囲は織物の準備工程から製織工程、縫製加工の範囲であり、具体的には weaving, Dyeing, Printing 等と説明、Mr. Anti はしからば printing の中には Wax printing が入るのかと質問し、

(注) 此の国では Wax printing (ローケツ染) は最高級品とされ、オランダから大量に輸入され、且つ非常に高価なので関心が強くその加工方法を知りたがっている。

出来れば是非 Wax printing を追加してほしい旨強く要請される。わが方予定設備の中には、Wax printing 設備は入っておらず Hand work 程度なら染色指導技術者によって教えらるので simple wax printing を " including " として挿入してもよいと回答。又 Manufac-

turing の後に except Spinning なる旨明記して貰いたいという申入れもあったが結局挿入しなかった。続いて Mr. Mollison から simple Sewing とはどのようなことかと質問される。わが方はこれはタオルの縫製を指しており衣類一般の縫製を意味するものではなく、タオルの端を縫って製品にするのみである旨説明。

II(1)については異議なし。(2)の日本側技術者に対する特権、便宜供与について Annex II に掲げる食料品については、9月24日の協定には first time と規定されており後送品は認め難いのみならず身廻品の関税免除については食料品は身廻品とは認めないとの大蔵省 Grant の発言があり、わが方はペイドアンサー駐日大使との話合では One motorcar. 身廻品、家庭用品等を免税で持込めると聞いていると反ばくしたが、Mr. Grant は規則だと譲らず Mr. Mollison は各国の例の如く日本政府でその課税分を支払ったら如何と云うも結論が出なかった。Note の expenditures の s は不要、salaries は単数 salary と訂正。

III (1) 日本側提供機材のリスト Annex IV についてガーナ側から機械の明細化が望ましい。亦リストの最後に(9)としてその他必要な機械という項目を入れて貰いたい。完全な機械リストを明示して貰いたい、Wax printing も入れて貰いたい等工業省の Mr. Anti などからかなりの希望が出た。特に(9)として「目的を達成するために必要と考えるすべての機材」という文言を挿入する希望が強いので、わが方は誰が必要と判断するかが問題で将来トラブルを起す危険が多い旨説き反対の意見を述べる。ガーナ側 (Mr. Anti) はセンター運営の途中障害が起った時この項目がなくては困る場合がある。勿論その場合はガ側・日本側双方の理事長が必要と考えた時、即ち相互に同意し必要な機材と認めた場合、ガーナ側で購入してくれと云うても予算がない時は両国理事長の同意を条件に買って貰いたい。わが方としてはそれでは施設の拡大を意味し同意しがたい旨説明する。それではリストの(1)~(8)のすべてを削って「センターに必要な機材」とするかの声が出て(1)については as listed in Annex IV を省き successful operation of the Center と提案したので同意した。(2)の Tema port には異存なし。(3)も次の Note も同意した。

IV の公傷の規定に対しては日本政府がガーナの保険会社に依頼してカバーしたらどうか。とのガーナ側の意見が出たが政府は負担出来ないし民間の保険にしても日本の保険会社は外地には適用しない旨説明する。それでは公傷でない時、例えば車で事故を起した時裁判所の罰金までガーナ側で支払うのかという議論があり、我々の経験では今迄どこのセンターでもこの条項で同意していると説明。ガーナ側は1部訂正して認めた。undertake to insure the Japanese staff against accident occurring ~ と直し functions を duties に変え同意した。V のガーナ側負担については(a) 必要職員、(b) 土地建物については異議なく、(c) については replacement of machinery とは何か、との質問があり、我々の見解は機械の部品で消耗品とみられるもの、或はそれ以外のものについて日本側が提供しても不足を生ずるものがあるのでそ

の補充を指すと説明したが先方了解せず、午後の会議に検討した上説明すると持越した。(c)および(2)の(a),(b)には異存なし。Note (1)の宿舎の自由選択についてはそれは無理な話だと provided the suitable housesとなおし choose を削る。(2)についてはテマには2軒の家屋が続いているヴァンガローがありその利用を考えている。水道・電気代ガーナ負担については水道代は年に6磅位であるし、電気代は各人によって大変な差があり、無料だと思いと無制限に使われるので日本側で払って貰いたいと要求、他のセンターでも普通自己負担であるので同意して削除する。(2)の前段のwith telephone を削り、テマには電話ケーブルが未だ入っていないので入手次第手配することにし will be provided were possible の文言を挿入する。又 room cooler についてはガーナ側から従来如何なる技術者にも設置したことがなく当然自己負担であると主張。air conditionerは外国の技術者はすべて自費でつけており、英国など国によっては派遣した国の政府が技術者にこれらの経費を払っている。また日本の技術者は免税特権があるから日本から安く入ると大使館の有松理事官から聞いている等反論が多く、わが方としても本件はゆずれぬ所なので、現在交渉中のナイジェリアのセンターにおいても同じ条件で出しており、ナイジェリアが本条件を認めた場合、派遣指導技術者の選衡に際し著しく不利な立場になると古田事務官が説明、更に有松理事官より日本の医者の診断によれば日本人は温度や特に湿度には弱くガーナ側で是非設置して貰いたい。少くとも Bed room 1つでよいから設置してほしい旨要請したが、ガ側は免税で輸入可能であり、センターの機材の中に含めて持込んでもよいと述べ結論が出ず一応後廻しにする。(3)の宿舎なき時の一般ホテル滞在の条項については異議なし。(4)の交通の便宜供与についてはセンターには数台政府の車を配置し、車の提供は当然(技術者の待遇にすべて記載されている)だから、此の項目は必要なく削除してよいのではないかと云われ削除する。

(5)についても異議なし。

(注) ガーナ側の出張規程はガソリン代を払い、宿泊代は政府の Rest Houseに泊れば無料なので支給せず。従って tip と食事代は自己負担となる。

(c)の自動車の件は前項と同じ意味で特掲の必要なく当然の話なので削除。

VIの両理事長の責任区分には異存なし。

VIIの存続期間については延長出来るよう強く要請があり、古田事務官から3年後には貴国が単独で運営するのが原則だと説明するも、ガーナ側は3年経過しても、日本人要員を迫出す気は毛頭ないと述べ延長出来るような文言の挿入を主張。従来例もあり両国政府の合意によって延長することについて協議することが出来る旨回答し、but its period may be extended by mutual agreement と入れることにし、懸案事項は午後の会議に委ね終了した。

(引続き午後の会議)

於て Ministry of Education

出席者

| | | |
|-----------------|--------------|-----------|
| Mr. Obaka Torto | Mr. Mollison | Mr. Grant |
| Mr. Anti | Mr. Abdallah | |
| Mr. Lamquaye | Mr. Pesse | |

- (1) replacement of machinery とは Initial Supply として消耗品についてはわが方としては3年間分の消耗品を提供するが、機械の取扱いが乱暴であったり、未熟者の不注意により機械の損耗が激しく、消耗品(機械部品)は熟練者の操業より早く磨滅し、不足を生ずる訳でその場合の消耗品については、ガーナ側が負担し補充する意味であると説明した。ガ側は相談の上 supply or replacement of machinery parts に変えたら如何とのべわが方も同意する。
- (2) Annex II の日本人職員のガーナ任期中の日本的食料品の免税輸入については大蔵省 Mr. Grant より大蔵省としては他の外人技術者すべてにこの免税は与えていないので、この case を認めたら他のすべての国に認めなければならなくなる。第2に各国と技術協力協定を結んでいるが、究極の支払者はある国の場合はガーナ政府の負担となっているのもあり又、ある国は派遣した政府で国の費用として支払っているのもあるが、形式的にはすべて個人が関税を支払っており、この条件は認めがたいと説明があった。わが方よりガーナの解釈では、日・ガ経済技術協力協定中の first arrival の折の personal and household effects の中にも食料品は含まれないとの説明であるが、この場合位は考慮して貰いたいと述べ、ガ側も当初の食料品も課税対象であるが reasonable な量については厳しく云わないと答える。わが方はさらに別送申告書は、申告後どの位の有効期間があるかを質問し declaration は2ヵ月の有効期間と聞いているが、日本から輸入すると2ヵ月以上かかる場合もあり得るしその処置について問うたが別の機会に調査するとのことであった。兎も角 room cooler の件があるので譲歩することにし Annex II の(1)は全文削除することに同意する。
- (3) Room cooler については日本側としては技術者の健康維持の面から是非必要とする旨強調日本人は特に湿度に弱く日本から仮に輸入しても160磅もかかり、若し故障した場合部品は日本から送って貰わねばならず3ヵ月もかかる不便さでとても用には立たない。しかもわが方の要望はたった1家族に1個にすぎないではないかと再三再四説得する(相手方は取付ざるを得まいと内輪話)。ガ側は本件は閣議に出さねばならず我々としては決定権をもっていないの

で後程返事すると云い一応考慮する旨の文言を挿入する。

- (4) Iの(2)のセンター業務中 training in techniques に basic を入れて貰いたいと発言あり。manufacturing の後に weaving を入れ、Dyeing の後に simple wax printing を入れる旨わが方より提案した。
- (5) Annex V について先方より重ねて日本に派遣する研修生の費用は往復旅費も滞在費も日本側負担かと聞かれ然りと答える。
- (6) わが方よりガ側責任者として誰が署名するかを問うた処、先方は J. G. O'baka Torto なりと答えた。
- (7) Mr. Torto より Tema の電気は工業用 415V 3相 50 cycle 一般照明用 240V 単相 50 cycle であることを確認した旨報告があった。

以上の如き討議ならびに一部修正を織り込み最終「討議議事録」としたものを12月6日文部省において、わが方池田調査団長、ガーナ側 Mr. J. G. OBAKA TORTO, Chief Technical Education Officer, Ministry of Education (Chairman of Committee on Technical Training Center) の間に署名が行われた。又その際「覚書」および「ガーナ・センターの建物附帯施設等の同国負担区分表」をそれぞれ附屬として確認、これを交換した。

前記「 」内各記録原文は、本章第3・4・5および6の各項に集録した通りです。

2 設 置 構 想

- (1) わが方のセンター設立構想は、ガーナ国の経済・技術開発に寄与するための技術協力が主眼目であるが、これらの技術協力を通じ同国との親善・貿易関係の増進および将来わが国輸出市場としての対日認識を深められるという重要な意義を有するものである。

本技術訓練センターは、昭和37年9月24日締結された「経済・技術協力協定」に基づくもので、技術協力の内容はガーナ政府のとくに希望する綿織物およびタオルの生産、染色加工および簡易縫製等の技術を行なうことにより、ガーナ国内における繊維技術の普及および開発を図ることを目的とするものである。この目的を達成するため本センターにおいては、普通科と高等科を設け、下記各項について実際的および理論的教育訓練を行う予定である。

1. 綿織物およびタオルの生産，染色，縫製加工等の理論的教育訓練
2. 原糸ならびに織物の物理および化学実験
3. 綿織物およびタオルの製織技術
4. 綿織物およびタオルの染色加工技術
5. 綿織物およびタオルの簡易縫製加工技術

普通科は，上記訓練項目のうち実験と実習を主として，併わせて初歩的理論教育を行なうことにより将来初級技術者となるべき者を養成する。

高等科は，各項目全般にわたり理論的教育訓練と実験および実習を行ない，将来中堅技術者となるべき者を養成する。

(2) 計画概要

(一) 設置の場所

ガーナ国テマ市 (Tema)

アクラ市東方 3 2.8 Km の新工業地帯内

(二) 所要建物の概要

本館 2階建，別棟平屋建 延床面積約 1,600 坪，敷地約 10,000 坪程度

- (a) 本館：理事長室(2)，指導員室(2)，事務室(1)，物理教室(1)，化学教室(1)および一般教室(2)
- (b) 別棟：織布工場，染色工場，仕上工場，実習工場，原糸倉庫，完成品倉庫，染色原料倉庫，織布倉庫，部品倉庫，図書室，展示室，実験室，備品・消耗品室，ボイラー室，電気室，保全室，送気室，休養・自習および洗面所
- (c) 付帯施設：研修生寄宿舎および要員宿舎

(三) 職員の構成

イ 日本側

| | |
|---------------------------------|----|
| 理事長他製織準備，織布，染色加工， 縫製加工等技術指導員 | 6名 |
| 機械調整指導員 | 1名 |
| 調整員 | 1名 |
| 計 | 8名 |

ロ ガーナ側

| | |
|--------------------------|-----|
| 理 事 長 | 1 名 |
| 補 助 指 導 員 | 7 名 |
| 教 養 科 目 教 師 | 3 名 |
| 事務員, タイピスト, 運転手, 守衛, 小使等 | 若干名 |

(四) 協力期間

原則としてセンター開所後3ヵ年とし, 事後はガーナ側に引継がれるものとする。ただし, 当該期間は相互の合意により延長することができる。

(五) 訓練機構

イ 訓練期間

普通科および高等科とも1ヵ年をもって1期とし, 3年間にそれぞれ3期の訓練を実施する。

ロ 対象人員

| | | |
|-----|------|-----------|
| 普通科 | : 1期 | 24名ないし36名 |
| 高等科 | : 1期 | 24名 |

ハ 入所資格

普通科

ジュニア・テクニカル・インスティテュート卒業者, 又はこれと同程度の学力を有するものでガーナ政府が推せんするもの。

高等科

本センターの普通科の課程修了者およびシニア・テクニカル・インスティテュートの卒業者, 又はこれと同程度の学力を有する者でガーナ政府が推せんするもの。

ニ 訓練項目試案

1. 学 科

- イ 繊維工業一般
- ロ 織物原料学(繊維物理)
- ハ 織物組織学(織物構造)
- ニ 力織機工学(製織)
- ホ 染色加工学(色染)
- ヘ 織物設計(織物分解設計)

2. 実験および実習

- イ 織物準備工程
- ロ 製織工程

- ハ 染色加工
- ニ 縫製加工
- ホ 物理および化学実験

3. 工場管理

4. 一般教養科目（数学・道徳他）

（備考）

- (1) 学科実験および実習テープ，8ミリ，スライド，掛図を充分活用して行なうこととする。
- (2) 普通科においては実験および実習を主に，高等科においては学科および理論に重点がおかれるよう時間割を立てるものとする。
- (3) 4.の一般教養科目については，ガーナ側にて技術教育時間の状況を見つつ適宜行われるものとする。
- (4) 1期当りの時間は，休祭日の関係により適宜変更する。

(六) ガーナ側補助指導員研修受入

日本側要員のアシスタントとなるべきガーナ側指導員数名を予算の許す範囲内で，38年度早々本邦に招致し，基礎的技術訓練を施すことにより将来のセンター運営の万全を計るとともに，協力期間終了後は，これら職員に所要の業務が円滑に引継がれることを期するものとする。

(七) 日本側援助機材の主要項目

- 1. 給湿およびボイラー設備
- 2. 染色および晒設備
- 3. 織布設備
- 4. 仕上および縫製設備
- 5. 試験機器
- 6. 工作機械
- 7. 車 輛
- 8. 視聴覚教育機材

(八) ガーナ側負担分

ガーナ政府は，センター用土地，建物および付帯設備，日本側要員のための家具付宿舍，ガ国研修生寄宿舍，補充部品，その他運営に必要な設備機器および資材および資材を供給し，また自国職員の給与，出張旅費，日本側要員の交通費，出張旅費ならびに一般管理費等運営に要する経費を負担する。

(3) 予 算

現地実施調査の結果に基づき、ガーナ繊維技術訓練センター設置の実施計画を慎重に検討したところ、当初予定の設備予算4,000万円（既支出の実施調査費および将来の要員派遣費は別枠計上済）では、この種繊維技術訓練センターの設置運営の実行は期し難いのみならず、ガーナ側提供施設ならびに既存の技術訓練施設に比し、設備規模その他の点において、著しく遜色があるので計画の再検討が必要となっている。

(4) センター設置に伴う若干の問題点

センター設置構想の概要は以上の通りであるが、将来なんらかの解決又は結論を出す必要ある問題点等を列記すれば下記の通りである。

(イ) わが方要員の在勤期間の問題

(ロ) 本センターのアシスタント・インストラクターとなるべきガーナ側指導員の研修のための本邦受入れ

(ハ) わが方教科内容と現在ガーナ国内で一般的に利用されおる英国 CITY GUILD OF LONDON INSTITUTEの教程との調整の可否および可能性

(ニ) 研修終了証明書をどうするか。

3 合意議事録

繊維技術訓練センターのための日本国調査団と ガーナ政府関係当局との間の討議記録（訳文）

ガーナ共和国大統領兼政府首長 Osagyefo Kwame Nkrumah 博士より日本国総理大臣池田勇人閣下あて1962年2月13日付エード・メモアールによる要請並びに1962年9月24日署名された経済及び技術協力に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の協定に従い、海外技術協力事業団によって組織され、かつ、池田三郎を団長とする繊維技術訓練センターのための調査団が、繊維技術訓練センターの設置に関する技術的事項を調査するため、ガーナを訪問した。一行は、11月5日から12月6日までガーナに滞在し、ガーナ政府関係当局と前記の件に関し、意見の交換を行なった。

調査団とガーナ政府関係当局との間の討議記録は下記のとおりである。ただし、ここに記録された事項は、日本国政府の最終決定が、調査団の日本への帰国後同政府関係当局と事業団によってこの討議記録及びその関係要素を検討した後に決定されるので、日本国政府及びガーナ共和国政府の何れをも拘束するものではない。しかし、この討議記録は、両政府によってセンターの設置のために必要とされる取極（正式協定を含む。）の基礎をなすものである。

1962年12月6日 アクラで

S. IKEDA

日本技術調査団長

J. G. OBAKA TORTO

Chief Technical Education Officer
(Ministry of Education)
Chairman of Committee on Technical
Training Center.

I

- (1) 予定されているガーナ繊維技術訓練センターは、ガーナのテーマに設置されるものとし、同センターはガーナ繊維技術訓練センターと呼ばれるものとする。
- (2) この繊維技術訓練センターは、綿織物及びタオルの生産・染色加工（簡易捺染を含む。）及び簡易縫製等の基礎技術の実際的及び理論的教育訓練を行なうことにより初級技術者を養成するとともに、上記の基礎的技術の知識及び経験を有する中堅技術者の訓練をもあわせ行なうものとする。

II

- (1) 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、付表 I に掲げる日本側の理事長並びに必要な日本側の技術職員又は教育職員（以下「日本側職員」と総称する。）の役務を自己の負担において供与するため必要な措置を執るものとする。
- (2) 日本側職員及びその家族は、1962年9月24日に署名された経済及び技術協力に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に掲げる特権、免除及び便宜（付表 II に掲げるものを含む。）を与えられるものとする。

〔注〕

「日本側の理事長並びに必要な日本側の技術職員又は教育職員の役務を自己の負担において供与する」とは、日本側職員の役務をガーナ共和国政府に提供するに当たり、日本国政府が、その俸給及び両国間の運賃を含む必要な経費を支払うことと解釈するものとする。

III

- (1) 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、センターの設置及び成功裡の運営に必要なすべての教材、機械、設備、工具及び予備部品を自己の負担において供与するため必要な措置を執るものとする。
- (2) 前記の物品は、 Tema 港において c. i. f. 建てでガーナ政府関係当局に引き渡された時に、ガーナ共和国政府の財産となるものとする。
- (3) 前記の物品は、日本側の理事長の監督の下にセンターの目的のためにのみ使用されるものとする。

〔注〕

日本国政府は、上記の機械及び設備のレイアウトをガーナ政府に提供するものとする。

IV

ガーナ共和国政府は、日本側職員の職務のガーナにおける善意の遂行に起因し、又はその他その遂行に関連がある傷害に対し日本側職員を保証することを約束する。

V

(1) ガーナ共和国政府は、自己の負担において次のものを供与するものとする。

- (a) 付表Ⅲに掲げるガーナ側の理事長並びに必要なガーナ側の技術職員、事務職員及びその他の職員
- (b) 付表Ⅳに掲げる必要な建物及び土地並びにこれに必要な付帯施設
- (c) 機械部品、設備及び工具の補充品又は代替品並びにセンター設置の際に日本国政府が供与しないセンターの運営に必要なその他の材料
- (d) 日本側職員のための家具付きの適当な宿舎及び交通の便宜

(2) ガーナ共和国政府は、次の支払を行なうものとする。

- (a) 日本国政府が供与する物品のガーナ国内における輸送並びにそれらの物品の設置、操作及び維持に必要な経費
- (b) センターの運営に必要なその他の運営費

〔注〕

① 日本側職員は、宿泊のための家屋又は室を供与されるものとする。

それらの家屋及び室の賃借料は、ガーナ共和国政府が負担する。

② 「日本側職員のための家具付きの適当な宿舎」とは、日本側職員の地位にふさわしいものとして、居間1、寝室2、浴室1、洗面所1、台所1、物置1及び車庫1からなる宿舎をいうと了解される。可能なときは、電話が供与されるものとする。日本側の理事長の宿舎は、ガーナ共和国政府の上級公務員のそれより不利でないことも了解される。各宿舎には、電気及び水の供給施設を備え付けるものとする。「家具付き」とは、冷蔵庫1、適当な数の扇風機及び1家族1台あての冷房器を含むと解釈されるものとする。

(3) 日本側職員がガーナに到着する時までに宿舎が準備されないときは、日本側職員及びその家族は、ガーナ共和国政府の負担において第一級のホテルに宿泊するものとする。

(4) 「センターの運営に必要なその他の運営費」とは、次のものを含む。

- (a) 日本側職員による公用通信（ガーナから日本国に向けられるものを含む。）の経費
- (b) ガーナにおける日本側職員の公用旅行で両理事長が同意するものの経費

VI

日本側の理事長は、センターの業務に関する技術的事項につき責任を有するものとする。ガーナ側の理事長は、それらの技術的事項につき日本側の理事長を補佐するとともに、センターの業務に関する事務的事項につき責任を有するものとする。

VII

センターの運営における日本側の協力の期間は、原則として3年とする。ただし、当該期間は、相互の合意により延長することができる。

附 表 I

センターにおける日本側職員の表

- (1) 理事長
- (2) 技術職員又は教育職員（製織，染色及び仕上げの専門家を含む）及び必要に応じ調整員（8名の職員を予定）

附 表 II

特権，免除及び便宜

ガーナ共和国政府は、日本側職員及びその家族に対し、次の特権，免除及び便宜並びに協定第Ⅲ条に掲げる特権，免除及び便宜を与えるものとする。

無 料 診 療

年間72日以内の休暇

附 表 III

センターにおけるガーナ側職員の表

- (1) 理事長
- (2) 技術職員
日本側職員とともに勤務する補助指導員
- (3) 事務職員
タイピスト，事務員，受付，使者，守衛及び運転手を含む常勤被用者
- (4) その他の職員

附 表 IV

センターのために供与される建物の明細

理事長室（日本及びガーナ側）

日本側指導員室

ガーナ側指導員室

事 務 室

図書及び展示室

備品・消耗品室

各 教 室

物 理 教 室

化 学 教 室

備 品 室

織布・染色・仕上実習工場

原 糸 倉 庫

完 成 品 倉 庫

染色原料倉庫

織 布 倉 庫

雑 品 庫

ボイラー室

電 気 室

保 全 室

送 気 室

実 験 室

休養及び自習室

洗 面 所

その他センター建物に必要な部屋

日本側職員のための宿舎（8家族を予定）

研修生のための寮

〔注〕

(1) 建物のレイアウトは、日本国政府が提供するものとする。

(2) 建物には、必要の際は、電気及び水の供給施設並びに電話を備え付けるものとする。

附 表 V

両政府は、センターの円滑な運営を促進するため、将来センターの技術職員として雇用される数名のガーナ国民を日本国において訓練を行なわせるため必要な措置をとるよう努力することが了解される。

RECORD OF DISCUSSIONS

BETWEEN

THE JAPANESE SURVEY TEAM FOR THE
TEXTILE TECHNICAL TRAINING CENTRE

AND

THE GHANA GOVERNMENT AUTHORITIES

CONCERNED

In accordance with the request mentioned in Aide Memoire dated February 13, 1962, from Osagyefo Dr. Kwame Nkrumah, President and Head of the Government of the Republic of Ghana to His Excellency Mr. Hayato Ikeda, Prime Minister of Japan and Agreement between the Government of Japan and the Government of the Republic of Ghana concerning Economic and Technical Co-operation, signed on September 24, 1962, a Survey Team for the Textile Technical Training Centre organized by the Overseas Technical Co-operation Agency and headed by Saburo Ikeda visited Ghana for the purpose of investigating the technical matters concerning the establishment of a Textile Technical Training Centre. They stayed in Ghana from November 5 to December 6, 1962 and exchanged views on the above subject with the Ghanaian Government authorities concerned.

The Record of Discussions between the team and the Ghana Government authorities concerned are as mentioned below. However, the matters recorded herein shall bind neither the Government of Japan nor the Government of the Republic of Ghana, as the final decision of the former is to be made after study of this Record of Discussions and its concerned factors by the Japanese Government authorities concerned and the Agency after the return of the team to Japan. But this Record of Discussions should form the basis for arrangements, including the formal agreement, required for the establishment of the Centre by both Governments.

ACCRA: Dated 6th day of December, 1962

S. IKEDA

Leader,
Japanese Technical Survey
Team

J. G. OBAKA TORTO

Chief Technical
Education Officer
(Ministry of Education)
Chairman of Committee on
Technical Training Centre.

I

- (1) The proposed Ghana Textile Training Centre will be established at Tema in Ghana, and it shall be called "Ghana Textile Training Centre."
- (2) This Textile Technical Training Centre will train beginners as well as technicians who have basic technical knowledge and experience, by imparting practical and theoretical training in basic techniques of

manufacturing, weaving, dyeing including simple wax printing, processing and simple sewing of cotton fabrics and towelling.

II

- (1) In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan shall take necessary measures to provide at their own expense the services of a Japanese director and of requisite technical or teaching staff (hereinafter jointly called the Japanese staff).
- (2) The Japanese staff and their families shall be granted privileges, exemptions and benefits, including those referred to in Annex II, as mentioned in the Agreement between the Government of Japan and the Government of the Republic of Ghana concerning Economic and Technical Co-operation (hereinafter called the Agreement), signed on September 24, 1962.

Note:

"To provide at their own expense the services of a Japanese director and requisite technical or teaching staff" shall be interpreted that in making available to the Government of the Republic of Ghana the services of the Japanese staff, the Government of Japan will pay the necessary expenditure including their salary and travel fares between the two countries.

III

- (1) In accordance with laws and regulations in force in Japan the Government of Japan shall take necessary measures to provide at their own expense all teaching aids and materials, machinery, equipment, tools and spare parts required for the establishment and successful operation of the Centre.
- (2) The articles referred to above shall become the property of the Government of the Republic of Ghana upon being delivered c.i.f. at the port of Tema to the Principal Secretary, Ministry of Education, Ghana Government.
- (3) The articles shall be utilized exclusively for the purposes of the Centre under the supervision of the Japanese director.

Note:

The Japanese Government shall make available to the Ghana Government layouts for the above-mentioned machinery and equipment.

IV

The Government of the Republic of Ghana undertake to insure the Japanese staff against accidents occurring in the course of, or otherwise connected with the bonafide discharge of their duties in Ghana.

V

- (1) The Government of the Republic of Ghana shall provide at their own expense :

- (a) a Ghanaian director and requisite Ghanaian technical administrative and other staff as listed in Annex III;
 - (b) requisite buildings and lands as listed in Annex IV as well as incidental facilities required therefor;
 - (c) supply or replacements of machinery parts, equipment, tools and other materials necessary for the operation of the centre and not provided by the Government of Japan at the time of the establishment of the Centre;
 - (d) suitable furnished accommodation as mentioned in Annex IV and transportation facilities for the Japanese staff.
- (2) The Government of the Republic of Ghana shall meet:
- (a) expenses necessary for the transportation of the articles to be provided by the Government of Japan within Ghana as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
 - (b) any other running expenses necessary for the operation of the Centre.

Note:

- (1) The Japanese staff will be provided with suitable houses or rooms for their accommodation. Rent and accommodation charges in respect of such houses and rooms, will be borne by the Government of the Republic of Ghana.
- (2) "Suitable furnished accommodation for the Japanese staff" is understood to mean such residential accommodation comprising a sitting room, two bedrooms, a bathroom, a toilet, a kitchen, a store room and a garage as befits the status of the Japanese staff. Telephone will be provided where possible. It is understood that the Japanese director's residence shall be no less favourable than that of high officials of the Government of the Republic of Ghana. Each accommodation is to be equipped with electricity and water supply facilities. The term "furnished" shall be interpreted to include a refrigerator, a reasonable number of fans, and one air-conditioner for each family concerned.
- (3) In case the residential accommodation is not ready by the time the Japanese staff arrive in Ghana the Japanese staff and their families will be accommodated at first class hotels at the expense of the Government of the Republic of Ghana.
- (4) "Any other running expenses necessary for the operation of the Centre" include:
 - (a) expenses for official correspondence by the Japanese staff including that from Ghana to Japan
 - (b) expenses for such official travel of the Japanese staff within Ghana as agreed upon by both directors.

VI

The Japanese director shall be responsible for the technical matters pertaining to the functions of the Centre, while the Ghanaian director shall assist the Japanese director in these technical matters and shall in addition be responsible for the administrative matters pertaining to the functions of the Centre.

VII

The period of Japanese cooperation in the operation of the Centre will be three years in principle, but by mutual agreement the period may be extended.

ANNEX I

LIST OF THE JAPANESE STAFF AT THE CENTRE

- (1) Director
- (2) Technical or teaching staff (including weaving, dyeing and finishing experts etc.) and Coordinator if necessary.

(Eight (8) families are expected)

ANNEX II

PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

The Government of the Republic of Ghana shall accord to the Japanese staff and their family members the following privileges, exemptions and benefits as well as those mentioned in Article III of the Agreement:

- (1) Free medical care;
- (2) Vacation leave of no less than 72 (seventy-two) days per annum.

ANNEX III

LIST OF THE GHANAIAN STAFF AT THE CENTRE

- (1) Director
- (2) Technical staff:
Assistant instructors who will work with the Japanese staff.
- (3) Administrative staff:
Permanent employees including typists, clerks, receptionists, messengers, watchmen and drivers.
- (4) Other staff.

ANNEX IV

PARTICULARS OF BUILDINGS TO BE PROVIDED FOR THE CENTRE

Directors' rooms (Ghanaian and Japanese)
Japanese Instructors' rooms
Ghanaian Instructors' room
Office room
Library and Showroom
Storeroom
Lecture rooms
Physical lecture room
Chemical lecture room
Fixtures room
Workshop for weaving, dyeing and finishing
Storehouse for materials (yarns)
Storehouse for finished goods
Storehouse for dyestuffs
Storehouse for weaving
Storehouse for miscellaneous goods
Boiler room
Electricity room
Maintenance room
Blower room
Laboratory
Lounge and Study room
Lavatories
Other necessary room for the building
Residential Accommodation for the Japanese staff
(Eight (8) families are expected)
Boarding house for trainees

Note:

- (1) Layout of the buildings shall be provided by the Government of Japan
- (2) The buildings, when necessary, shall be equipped with electricity and water supply facilities and telephones.

ANNEX V

It is understood that the two Governments shall endeavour to take the necessary measures to make several Ghanaian nationals who will be employed later as the technical staff of the Centre receive training in Japan for the purpose of facilitating the smooth operation of the Centre.

4 同 附 属 覚 書

覚 書 (仮 訳)

Time Schedule

(a) Buildings Construction

センター建物は、日本側による建物図面承認後可及的速やかに着工するものとし、特に Work Shop は機械等据付工事の関係もあり着工後7ヵ月にて完了を目標に努力ありたく、その他の建物についても約10ヵ月を目標に建設ありたい。

(b) Power Supply

本センター用電力として受電端において(必要な wiring work その他を含む)
For industrial use : 415 V, Three Phases, 50 cycle
For general lighting : 240 V, Single phase, 50 cycle
がガーナ側により手配されるものとする。

(c) Outline of " Division of Financing Responsibility concerning Incidental Facilities, etc "

については別添を参照ありたい。

(d) Equipment Delivery

本センターに必要な機械、機材等は、前記 Work Shop の床コンクリート張り又は屋根張り工事完了の時期を考慮しつつガーナ側に到着するよう出荷の準備するものとする。

(ii) 送付機械、機材等で据付前の保管管理は本件主管省たる文部省において充分注意の上監督の責にあたられたい。

(iii) Invoice および Bill of Lading 等のあて名は次の通り：

Principal Secretary,
Ministry of Education,
P. O. Box M 45,
Accra, Ghana.

(e) Agreement

本 Record of Discussions に基くセンター設置協定の締結は、でき得る限り早い時期(1月中旬を目標)に努力するものとする。

(f) Staff

ガーナ側センター Director および関係 Staff 候補者選考はセンター建物着工と同時に着手し、当該建物完成時までには決定すること及びガーナ側理事長決定にあたっては事前に履歴を付し協議ありたい。

(g) Opening of the Center

本センターの開所は、両国政府関係者において1963年10月頃を目標に努力するものとする。

MEMORANDUM

Time Schedule:

a) Buildings:

The Japanese Survey Team desire the commencement of the construction of the Centre buildings as soon as possible, with the Government of Ghana's approval of the blue-print which the Team will propose. The team desire that the Centre building should be completed within ten months time, and that the work-shop should be completed within seven months time to enable the fitting in of the machinery & equipment.

b) Power Supply:

Electrical power including wiring works, etc., as follows should be provided at the Centre building with the Government of Ghana's expense.

For industrial use

Voltage 415V
Three phase
50 cycle

For general lighting

use 240V
Single phase
50 cycle

c) Outline of "Division of Financing Responsibility concerning Incidental Facilities etc."

See Appendix

d) Equipment Delivery:

- 1) The consignment of machinery and equipment for the centre building can be expected to arrive in Ghana at the time of completion of the concreting of the floor and roofing of the Centre building.
- 2) The Survey Team hope that the Ministry of Education, which is in charge of this Centre, shall have full responsibility in keeping the delivered machinery and equipment until they may be fitted in at the centre.
- 3) Address of Invoice and Bill of Lading shall be as follows:-

Principle Secretary,
Ministry of Education,
P.O. Box M.45,
Accra, Ghana.

e) Agreement:

It is desired that every effort should be made for the early signing of the agreement for the Textile Training Centre in Ghana in

accordance with this Record, mid January 1963 is suggested if possible.

f) Staff:

The Survey Team hope that the Government of Ghana will begin to consider the appointing of a Ghanaian director and staff for this Centre once the Centre building construction has begun, and will appoint a Ghanaian director and staff before the building is completed.

The Survey Team do hope also that the Government of Ghana will consult with the Government of Japan concerning the appointment of the director, with the candidate's personal history, before the Government of Ghana's decision.

g) Opening of the Centre:

It is desired that the officials of the two Governments will make every effort to enable the opening of the Centre in October 1963.

5 附属負担区分表

ガーナ・センターの建物付帯
施設等の両国負担区分表

| 施設・付帯設備名 | 支出区分 | | 備 考 |
|--------------------|------|------|----------------------|
| | 日本側 | ガーナ側 | |
| 1. 基礎工事関係 | | | |
| (1) 給排水 | | | |
| (イ) 貯水タンク | | ○ | |
| (ロ) 給排水配管 | | ○ | |
| (ハ) 給排水工事・汚水処理装置 | | ○ | |
| 2. 電力関係 | | | |
| (イ) 配線工事 | | ○ | { 屋内配線(壁面のコンセント迄)を含む |
| (ロ) 変圧器及び配電盤設備 | | ○ | |
| (ハ) 電動装置付帯設備 | ○ | | |
| (ニ) 屋内外照明 | | ○ | |
| (ホ) サイレン及びブザー | | ○ | |
| | | | |
| 3. 営繕関係 | | | |
| (イ) 基礎工事(コンクリート) | | ○ | { 日本人職員用事務机、椅子を含む |
| (ロ) 床張工事 | | ○ | |
| (ハ) 什器 | | ○ | |
| 4. 原動設備関係 | | | |
| (1) ボイラー 500W | ○ | | 換気(ディスクファン)を含む |
| (2) 給水タンク 6×6×6 | ○ | | |
| (3) 給湿温調装置 | ○ | | |
| 5. 設備機械器具関係 | | | |
| (1) 機械設備 | ○ | | |
| (2) 付属器具(含む工具) | ○ | | |
| (3) 工場内手押車 | ○ | | |

| | | | |
|--------------------|--|---|--------------|
| 6. <u>事務用品関係</u> | | | |
| (1) 文房具その他消耗品 | | ○ | |
| (2) 事務用器具 | | ○ | 日本側より若干の器具携行 |
| 7. <u>其他付帯施設関係</u> | | | |
| (1) 工場内備品 | | | |
| (イ) 更衣棚又はロッカー | | ○ | |
| (ロ) 工場用電気時計 | | ○ | |
| (ハ) 各工場内道具箱, 棚 | | ○ | |
| (ニ) 展示実用備品 | | ○ | |
| (2) 事務所用備品 | | | |
| (イ) 応接用備品 | | ○ | |
| (ロ) 事務所用電気時計 | | ○ | |
| (3) その他 | | | |
| (イ) 飲料水浄化(フィルター)装置 | | ○ | |
| (ロ) 手洗所備付け鏡 | | ○ | |
| (ハ) 専用手洗所 | | ○ | |

DIVISION OF FINANCING RESPONSIBILITY
CONCERNING INCIDENTAL FACILITIES, ETC.

1st December, 1962.

| Equipment | Division of Financing responsibility | | Remarks |
|--|--------------------------------------|-------|---|
| | Japan | Ghana | |
| (1) <u>Foundation Work:</u> | | | |
| 1) Water Supplying and Draining | | | |
| (a) Reservoir Tank | | x | |
| (b) Disposition of Water Pipe | | x | |
| (c) Water Supplying & Draining Work | | x | |
| 2) Electric Power | | | |
| (a) Wiring Work | | x | Wiring in indoor |
| (b) Transformer & Switch-Board for Motor etc. | | x | |
| (c) Motor-Generator & its Incidental Equipment | x | | |
| (d) Indoor and Outdoor Lighting Equipment | | x | |
| (c) Siren and Buzzer | | x | |
| 3) Repairs | | | |
| (a) Foundation Work (Cement) | | x | See attached paper |
| (b) Wooden floor | | x | Weaving room and finishing room only |
| (c) Utensils | | x | Including tables & chairs used by Japanese staff etc. |
| (2) <u>Generative Power</u> | | | |
| 1) Boiler 500W | x | | |
| 2) Water Tank 6' x 6' x 6 H30' | | x | See attached specifications |
| 3) Humidity and Temperature Adjustment | x | | Spray & Desk Fan |

(3) Machineries and Tools:

- 1) Machineries x
- 2) Implement and Tools x
- 3) Handcart x

(4) Office:

- 1) Stationery & Others x
- 2) Utensile & Implements in Office x Bring some implements from Japan

(5) Other Incidental Equipments:

- 1) Factory Appliance
 - (a) Wardrobe or Lockers x
 - (b) Electric Clock in Factory x
 - (c) Box or Shelf for Tools & Utensil in Factory x
 - (d) Appliance in Exhibition Room x
- 2) Office Appliance
 - (a) Drawing Room Appliance in Office x
 - (b) Electric Clock in Office x
- 3) Others
 - (a) Drinking Water purification Equipment x
 - (b) Mirror at Hand Washing Room x
 - (c) Special Hand Washing Room x

6 ガーナ政府が外国専門家等に供与する待遇条件等要領（仮訳）

回章第20/61号
ファイル番号 TA.1
配布表「A」

設立事務局
(Establishment Secretariat)
私書函 M 4 7
アクラ
1961年7月11日

全 主 要 関 僚
地方弁務官秘書官
官 庁 長 官
} 各位

技 術 援 助

大統領オセギエフォの決定により、設立事務局は、開発事務局（The Development Secretariat）から、技術援助に関する事項すべてについて、その進捗、協調、行政に関する責務を引継いだ。

2. 下記の行政手続は直ちに実施する。

- (i) 技術援助に関するすべての正式要請は、政府または、その他の技術援助提供機関に対し、設立事務局から直接行なう。そのような要請の写は直接関係ある省庁に送付される。
- (ii) すべての政府、およびその他の技術援助提供機関に対し、前記の要請により生ずるすべての通信は、設立事務局あてとし、かつ、直接関係ある省庁に対する写を添付するよう要請する。
- (iii) ある省が技術援助の要請をなすことを考慮している時は、同省は、原則として主管の閣僚委員会から承認を求め、または、内閣と接触する前に、技術援助を提供する政府または機関と予備折衝に入るべきかについて、合意に達することが出来るような初期の段階において、本事務局と協議しなければならない。そのような予備折衝は、便宜上の観点から見て、直接関係の省または設立事務局の何れかにより行なわれる。ただし両者とも当該事項には終始関係すべきものとする。
- (iv) 技術援助申請が完了した時は、関係省は、内閣設立委員会文書（A Cabinet Establishment Committee Paper）二部を設立事務局に送付する。緊急の場合を除き、同書類は所管大臣の署名を得る前に事務レベルにおいて承認されなければならない。
- (v) すべての技術援助申請は、正式要請がなされる前に内閣設立委員会に提出する。
- (vi) 研究奨励金、奨学金、ならびに訓練報奨金に対する指名は、引続き奨学金事務局（the

Scholarships Secretariat)を通じて行なわれる。上記書類の写は設立事務局には送付しない。奨学金事務局はまた、政府または機関に対し、設立並びに奨学金関係事項に関する内閣委員会の決定を通告し、ガーナ政府を代表して、必要な形の署名を行なうことを含め、候補者の指名に関するその後のすべての措置に関し責任を有する。

3. 技術援助職員に対しガーナ政府より提供される施設

当該技術援助協定の規定にもとづき、政府は技術援助職員に対し、下記の施設を提供する。

- (1) 住居(下記第4項参照)。住居が無料で提供されるか、賃貸金支払によるかは各技術援助協定の条項による。
- (2) 公務上の無料輸送(下記第5項参照)。
- (3) 関税に関する初回の通関特権。設立事務局は、関税徴収監査官に対し、各技術援助専門職員について、その到着前に通報するものとする。
- (4) ガーナの所得税免除。(設立事務局は、所得税業務監査官に対し、個々の場合につき勧告を行なうものとする。)
- (5) 無料診療。省庁は専門職員に対し、本人またはその家族が、初めて政府の医官による診察を必要とする時は、紹介状を発給すべきものとする。

4. 住 居

アクラにおいては、設立事務局は、適当な宿舍を割当て、文官の場合と同様の方法で省庁に通告する。技術援助職員に対する宿舍に関する省庁の責任は、文官に対すると同様である。特に、省庁は、パンガローが明け渡される時期を設立事務局に通告しなければならない。

アクラ市外においては、省庁が宿舍を確保する責任を有する。

冷蔵庫は、通常の賃貸料で供給される。

アクラにおいては、設立事務局が、冷蔵庫の設備があることを確認する責任を有する。その他の地区においては、省庁の責任である。設立事務局は、困難の生じた場合には助力をする用意がある。

家具。設立事務局は、省庁の要請により、赴任者の到着に際し、一ヵ月を超えない期間内で、家具貸付のあっせんをする。

任命期間が6ヵ月を超えない技術援助職員は、その任期中その家具を保有することが許される。

電気・水道・家屋管理。技術援助職員は自己の電気料金を支払う義務がある。関係省庁は同職員から、水道および家屋管理に関する料金を徴収する。

5. 輸 送

- (a) 配属された技術援助職員の赴任時の出迎え、世話についての手筈は省庁が責任をもって行うものとする。省庁はまた、必要な場合何等か他の手配がなされるまで、政府の輸送車借上

の手筈を整えなければならない。

- (b) 大部分の技術援助協定の下では、政府は、公務上必要とする国内の輸送手段を提供することを保証している。自己の勤務する施設内に居住する技術援助職員は、将来専用の車は提供されない。しかしながら、公務上旅行する必要があるときは輸送手段が提供される。
- (c) 自己の勤務する職場から相当の距離にある家屋に居住する技術職員は、原則として、設立事務局から専用の車を提供される。これらの車は運輸省により、無料で各種サービスを受ける。しかしながら技術援助職員は、自己の怠慢による修理については個人的に責任を有するものとする。
- (d) 半径5マイル以上の地域における輸送費については、1マイル3ペンスの割合で手当が支給される。このような請求は、旅行、運輸の省庁の決裁を必要とする。
- (e) 技術援助職員は、希望するならば、上記(c)および(d)の取極めに代り、自己の車を購入することが出来、文官と同率の維持および運賃手当 mileage allowance を受けることが出来る。このような請求は、旅行、運輸の省庁の決裁を必要とする。

6. 旅行中の宿泊

技術援助職員は、公務上、主任地から離れる必要のある場合、一泊につき1ガーナポンドの割合で旅行手当を受ける資格がある。このような請求は、旅行、運輸の省庁の決裁を必要とする。

- 7. 設立事務局の技術援助担当官は、E. F. A. ブラウン氏 (Mr. E. F. A. Brown) で電話は内線637である。

D. A. アンダーソン

長官

(設立担当)

CIRCULAR NO. 20/61
FILE NO. TA.1

DISTRIBUTION LIST 'A'

ESTABLISHMENT SECRETARIAT,
P.O. BOX M. 40.
ACCRA.

11th July, 1961

TECHNICAL ASSISTANCE

By decision of Osagyefo the President, the Establishment Secretariat has taken over from the Development Secretariat responsibility for processing, co-ordinating, and administering all technical aid matters.

2. The following administrative procedures will come into effect forthwith.

- (i) All formal requests for technical aid will be made to the Government or other technical aid supplying agency direct by the Establishment Secretariat. Copies of such requests will be sent to the Ministry/Department directly interested.
- (ii) All Governments and other technical aid supplying agencies will be requested to address all correspondence arising from such requests to the Establishment Secretariat with a copy to the Ministry/Department directly concerned.
- (iii) When a Ministry is considering making a request for technical aid it should consult with this office at a very early stage when it can be agreed whether to seek approval in principle from the appropriate Cabinet Committee or whether to enter into exploratory discussions with a technical aid supplying government or agency before approaching the cabinet; and in that event which government or agency to approach. Such exploratory discussions could be held either by the Ministry directly concerned or by the Establishment Secretariat whichever is more convenient, provided that both parties are kept in the picture.
- (iv) When a technical aid proposal has been finalised the Ministry concerned will send a Cabinet Establishment Committee paper in duplicate to the Establishment Secretariat. Except in cases of urgency the paper should be cleared at official level before obtaining the appropriate Minister's signature.
- (v) All Technical Aid proposals will be submitted to the Cabinet Establishment Committee for approval before a formal request is made.
- (vi) Nominations for fellowships scholarships and training awards will continue to be routed through the Scholarships Secretariat. Copies of such papers should NOT be sent to the Establishment Secretariat. The Scholarships Secretariat will also be responsible for notifying the Government's or Organisations of the decisions of the Cabinet Committee on Establishment and Scholar-

TO: ALL PRINCIPAL SECRETARIES,
SECRETARIES TO REGIONAL COMMISSIONERS
AND HEADS OF DEPARTMENTS.

ships matters and for all further action connected with the nomination of candidates, including signing on behalf of the Government of Ghana of any necessary forms. In all these cases the Scholarships Secretariat will communicate direct with the Government's or Organisations and Ministries or Departments concerned on the detailed arrangements required.

3. Facilities provided by the Ghana Government for technical aid personnel

Subject to the provisions of the relevant Technical Aid Agreement the Government will provide the following facilities for Technical Aid personnel:

- (1) Residential accommodation (see paragraph 4 below). Whether this is provided free or on payment of rent depends on the terms of each Technical Aid Agreement.
- (2) Free transport on duty (see paragraph 5 below).
- (3) First entry privileges in respect of customs duty. The Establishment Secretariat will advise the Comptroller of Customs and Excise prior to the arrival of each technical aid expert.
- (4) Exemption from Ghana income tax. (The Establishment Secretariat will advise the Commissioner of Income Tax on each case).
- (5) Free medical attention. The Ministry/Department should provide a letter of introduction for the expert when he or his family first need the attention of a Government doctor.

4. Residential Accommodation

In Accra, the Establishment Secretariat will allocate suitable accommodation and notify the Ministry/Department in the same way as for Civil servants. The responsibilities of the Ministry/Department in regard to accommodation for technical aid personnel are the same as for civil servants. In particular the Ministry/Department must notify the Establishment Secretariat when the bungalow is about to be vacated.

Outside Accra the Ministry/Department is responsible for obtaining accommodation.

Refrigerators - Will be supplied at the usual hire rates. In Accra the Establishment Secretariat will be responsible for ensuring that refrigerators are provided. Elsewhere it is the responsibility of the Ministry/Department. The Establishment Secretariat will be prepared to assist in cases of difficulty.

Household Equipment - The Establishment Secretariat will, on request by the Ministry/Department, arrange for the loan of household equipment on first arrival for a period not exceeding one month.

Technical Aid Personnel whose assignment is for less than six months will be allowed to retain the equipment for the full period of the assignment.

Electricity, Water, Conservancy - Technical Aid Personnel will be responsible for paying their own electricity bills. The Ministry/Department responsible will collect from them charges in respect of water and conservancy.

5. Transport

(a) It is the responsibility of Ministries/Departments to arrange for technical aid personnel supplied for them, to be met and looked after on first arrival. They should also, where necessary, arrange for the hire of a Government Transport car until other arrangements are made.

(b) Under most technical aid agreements the Government undertakes to provide internal transport required for duty purposes. Technical aid personnel who are living in the compound of the Institution at which they work will NOT, in future, be supplied with a car for their sole personal use. Instead they will be provided with transport when they are required to travel on duty.

(c) Technical Aid Personnel who are living in houses some distance away from their place of work will as a general rule be provided with cars by the Establishment Secretariat for their sole personal use. These cars will be serviced by the Transport department free of charge, but technical aid personnel will be personally responsible for repairs due to their own negligence.

(d) Mileage on duty outside a five mile radius will be paid for at the rate of 3d per mile. Such claims should be met from the Ministry/Department Travelling and Transport vote.

(e) Technical Aid Personnel may, if they wish, purchase their own cars and, in lieu of the arrangements in paragraphs (c) and (d) above, draw civil service rates of maintenance and mileage allowance. Such claims should be met from the Ministry/Department Travelling and Transport vote.

6. Accommodation on trek

Technical Aid Personnel will be eligible for travelling allowance at the rate of £1 for each night necessarily spent away from their headquarters on duty. Such claims should be met from the Ministry/Department Travelling and Transport vote.

7. The officer in charge of Technical Aid in the Establishment Secretariat is Mr. E.F.A. Brown, Telephone Extension 637.

(Sgd) D. A. ANDERSON
PRINCIPAL SECRETARY
(ESTABLISHMENTS)

7 経済・技術協力協定

経済及び技術協力に関する日本国政府と ガーナ共和国政府との間の協定

日本国政府及びガーナ共和国政府は、両国及び両国の国民の間にすでに存在する友好関係を強化し、かつ緊密にすることを希望し、一層緊密な経済及び技術協力により両国にもたらされる利益を認め、かつ、このために経済及び技術の分野における両国の協力を促進することを希望して、次のとおり協定した。

第1条

- (1) 両政府は、経済及び技術の開発の分野において、平等と相互の利益を基礎として、できる限り協力するよう努力するものとする。
- (2) 両政府は、両政府の間で相互に合意する経済及び技術協力計画を実施するため、必要な場合には、特別の取極を行なうことができる。

第2条

日本国政府は、この協定の目的を達成するため、日本国の法令に従い、かつ、両政府が合意する条件により、次のことを行なうために必要な措置を執るものとする。

- (a) ガーナ共和国政府に対し、両政府の間で結ぶ協定の定めるところによりガーナに技術訓練センターを設置するため、教材、機械、設備、工具及び予備部品並びに日本側の技術職員及び教育職員の役務を供与すること。
- (b) 日本国における訓練のためにガーナ国民に対し研修手当を支給すること。
- (c) ガーナの経済及び技術の開発を促進するため日本側の専門家を派遣すること。
- (d) ガーナ共和国政府に対し、供与される援助に関する必要な技術情報を提供すること。

第3条

ガーナ共和国政府は、この協定の目的を達成するため、次のことを行なうものとする。

- (a) 第2条(a)に掲げる技術訓練センターの設置及び維持に必要な土地、建物、職員の役務、施設及び運営費を供与する。
- (b) 技術訓練センターのために日本国政府が供与する第2条(a)に掲げる物品に対する関税を免除する。
- (c) 技術協力計画に基づいてガーナに派遣される日本側の専門家、技術職員及び教育職員並びにその家族に対し、最初にガーナに到着した時に申告することを条件として、身廻り品及び家庭用品並びに一家族につき一台の原動機付車両をすべての関税その他租税としての課徴金を支払うことなくガーナに輸入し、また、再輸出することを許可する。ただし、ガ

ーナ共和国政府は、身回り品及び家庭用品、又は原動機付車両が最初に輸入された時から三年以内にガーナで売却される場合には、当該物品に対し関税を課する権利を留保する。

- (d) 日本側の専門家、技術職員及び教育職員並びにその家族に対し、技術協力計画に基づきガーナに派遣されている期間、すべての所得税及び社会保障税並びに自己の使用のための個人的財産（自動車を含む。）の所有又は使用に対する租税を免除する。ただし、この免除は、技術協力計画以外の源泉から生ずるこれらの者の所得又は収入には適用しないものとする。

第4条

両政府は、経済及び技術の分野における知識及び経験の交流を促進するため、それぞれの国民及び会社の間での協力をできる限り容易にするものとする。

第5条

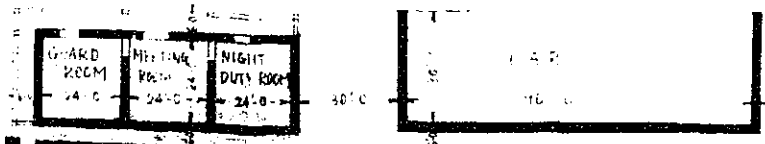
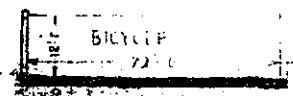
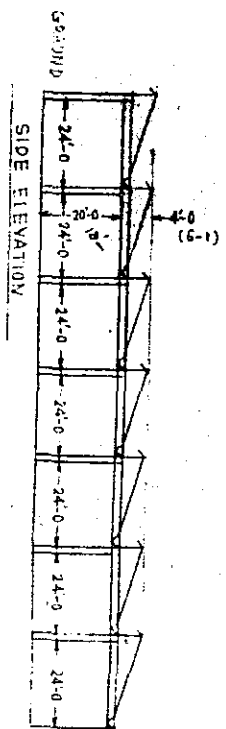
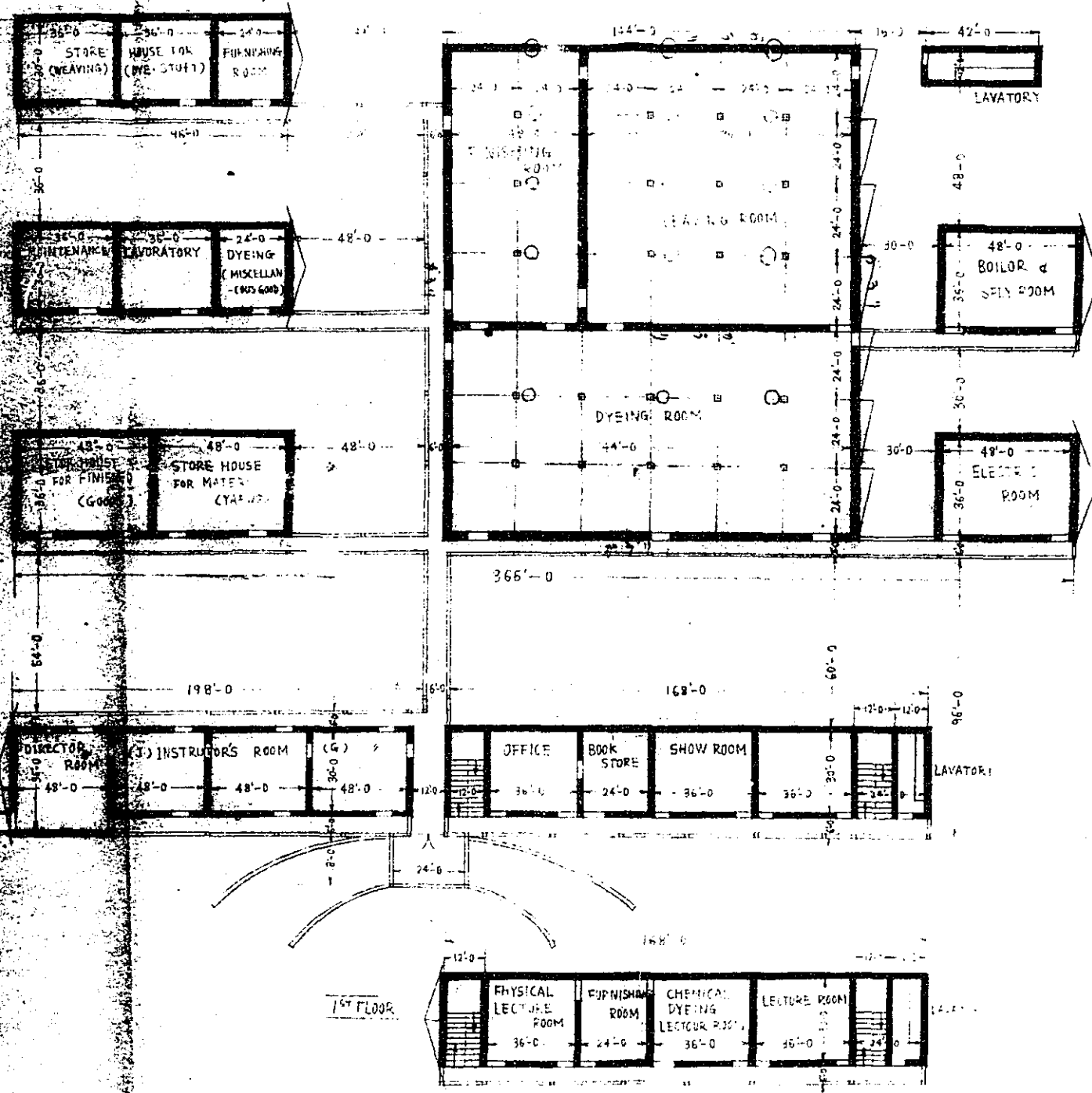
- (1) この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- (2) この協定は、五年の期間効力を有する。ただし、各一年の期間が満了する三箇月以前にいずれか一方の政府が他方の政府に対し当該一年の期間の満了の際にこの協定を終了させる意思を書面により通告した場合は、この限りでない。
- (3) 両政府は、五年の期間が満了する以前に、この協定を延長又は修正することが望ましいかどうかについて協議することができる。
- (4) この協定の規定は、この協定の有効期間中に開始され、かつ、この協定が終了する時にまだ完成していない技術及び経済協力計画については、引き続き適用するものとする。

1962年9月24日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

ガーナ共和国政府のために

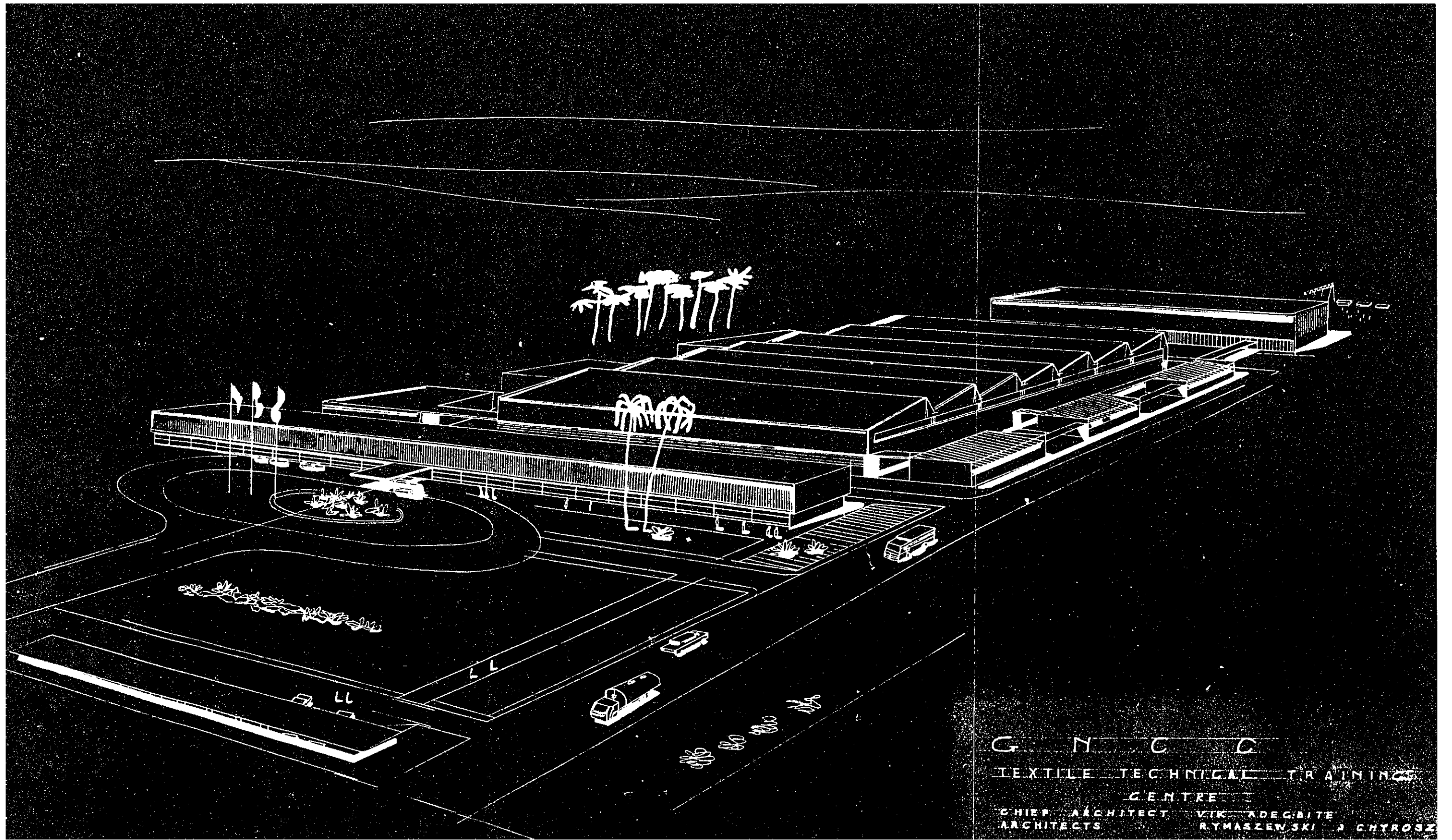
DRAFT LAYOUT OF GROUND BUILDING SCALE 1/288 (1/4"=6'-0")



11'-0"



G N C C
TEXTILE TECHNICAL TRAINING
CENTERS
CHIEF ARCHITECT VIK ADECSITE
ARCHITECTS RYMASZEWSKI & CHYBA



G N C C
TEXTILE TECHNICAL TRAINING
CENTRE
CHIEF ARCHITECT VIK ADEGBITE
ARCHITECTS RYMASZEWSKI J CHYROSZ

